HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中国の事務管理法の機能的考察 ： 中国裁判例の整理を通じて
Author(s)	章, 程
Citation	北大法政ジャーナル, 18, 25-57
Issue Date	2012-01-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/48409
Type	departmental bulletin paper
File Information	HHJ18_002.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

中国の事務管理法の機能的考察

―中国裁判例の整理を通じて―

章　程（しょうてい）

目　次

はじめに …… 27
第一章　中国事務管理法の現状――問題意識の確認 …… 27
　第一節　中国事務管理法の条文変遷 …… 27
　第二節　現行規定をめぐる研究概観 …… 28
第二章　中国法における事務管理の諸類型（その一）――非契約関連型事務管理
　…… 28
　第一節　類型整理の概観 …… 28
　　1．類型整理の方法と目的 …… 28
　　2．裁判例の類型概要 …… 29
　第二節　非契約関連型事務管理 …… 29
　　1．「見義勇為」（「人命救助」）型事務管理 …… 29
　　（1）事実と判決要旨の紹介 …… 29
　　（2）案例の分析 …… 31
　　2．他人義務履行型事務管理 …… 35
　　（1）第三者弁済 …… 35
　　（2）特殊な扶養料求償――「五保戸」事件 …… 36
　　3．補足とまとめ …… 36
　　（1）その他の非契約関連型事務管理 …… 36
　　（2）不法行為と事務管理 …… 36
　　（3）まとめ …… 36
第三章　中国法における事務管理の諸類型（その二）――契約関連型事務管理
　…… 38
　第一節　契約関連型事務管理概説 …… 38
　　1．事務管理と委任契約の関係 …… 38
　　（1）委任契約規定の準用の正当性 …… 38

（2）「継続」と「存続」をめぐって …… 39
2．契約関連型事務管理の類型概観 …… 39
第二節　契約周辺型事務管理 …… 39
1．事実と判決要旨の紹介 …… 39
2．案例の分析 …… 41
（1）契約の終了と事務管理 …… 41
（2）契約の締結と事務管理 …… 43
第三節　契約存続型事務管理 …… 43
1．総説：契約存続型事務管理のさらなる類型化 …… 43
2．契約相手方の義務の名宛人＝事務管理者（事務管理と債務不履行）
…… 43
（1）事実と判決要旨の紹介 …… 43
（2）案例の分析 …… 44
3．契約相手方の義務の名宛人＝事務管理者以外の人
（契約のための立替え払い） …… 45
（1）事実と判決要旨の紹介 …… 45
（2）案例の分析 …… 46
4．治療費の返還請求――契約、不法行為と事務管理の関係再論 …… 48
（1）案例の分析 …… 48
（2）事務管理と契約、不法行為の関係再論 …… 48
5．まとめ …… 48
おわりに …… 49
1．要件論の実態 …… 49
（1）適用条文、法律要件と効果 …… 49
（2）隣接制度との関係 …… 49
2．各類型の機能 …… 49
（1）不法行為補足機能の現状とその変容 …… 49
（2）契約補足機能の現状とその変容 …… 50
（3）民法財産法以外の政策実現およびその限界 …… 50

はじめに

債権の法定発生原因の一つとして、事務管理は基本的に社会連帯・互助精神という観念に支配されているといえる[1]。けれども、それを機能的に類型化する作業は考えられないわけではない。というのは、機能的類型論という視点から事務管理を分析するのは、以下の二つの問題意識に由来したのである。

第一に、周知のように、条文の準用などの方面で事務管理と委任契約とは緊密な関係に立っている。ところが、現に事務管理が成立した事例を見ると、すでに契約があった当事者間にもう一つ委任契約に類似する事務管理が存在すれば、両当事者は混合契約のような関係に立つようになり、委任契約の準用は正当性が失う恐れがある。第二に、不法行為と他の填補手段の関係についてすでに多くの議論が積み重ねられている[2]。たとえば、災害復興の場面での公的支援ないし義援金はどのぐらい損害を填補したのか[3]、保険のてん補は不法行為法にどういう影響を与えたのか（損益相殺の処理など)、さらに、法と経済学の視点から、保険は当事者のリスク選好にどういう影響をもたらしたのか[4]などの課題は、全てその好例である。これと同じように、不法行為法と同じく法定債権に属する事務管理についても、このような制度を取り入れたほうが有益ではないのかという観点も考えられる。

このように、事務管理には取引法的な性格と救済法的な性格と両方があり、前者の方は効率と動機を重視するのに対して、後者は公平または回復に重点を置いたものである。本文は日中比較法の作業を通じて、中国事務管理法がもつ性格、つまり中国法におけるこの両者間の緊張関係を描き出したい。

第一章　中国事務管理法の現状――問題意識の確認

第一節　中国事務管理法の条文変遷[5]

中国の現行法では、事務管理について五つの条文がある[6]。日本法と比べて中国法の条文数はかなり少ないということは明らかであるが、契約と不法行為と比べて事務管理は所詮重要性の低い制度でもあるので、条文数の少なさは訴訟に大きな影響をもたらさなかったといえる[7]。以下、これまでの条文変遷を簡単に紹介した上で、中国事務管理法の特性について若干の指摘を試みる。

まず、建国後の第一次民法典起草の草案に事務管理の規定が詳細に置かれた。この草案自体が、1922年「ソ連民法典」の影響を大きく受けた点について、近時学界の共有する認識であるが、事務管理については必ずしもそうではない。これは、事務管理について1922年「ソ連民法典」にも事務管理について明確に規定されていなかったからである（但し、厳格的にいえばそれに準じる規定がある、以下109条に関する分析参照)[8]。もっと具体的条文に即してみてみると、中華民国民法典ないしドイツ民法典の影響が明らかである。しかし、第二次起草になって、法定債権がまったく規定されなかった。80年代の第三次起草にの第一稿から第四稿の条文変遷を見てみると、事務管理について第一次民法典起草を承継した証拠をはっきりと見出すこともできない。したがって、少なくとも立法史から見て建国後50－60年代の二回の民法典起草と現行法の規定とは明らかな断絶があると考えられる。

次に、今日、「民法通則」の民事責任の章に置かれた109条は、「民法草案」第一稿にすでに置かれた規定であり、このような規定の仕方は社会主義国家立法の共通規定と捉えられている。この点について、すでに多くの学者が指摘したように[9]、1922年「ソ連民法典」472条１項「社会主義財産を救う」との規定（「社会主義を危険状態から救うことにより被った損害に対し、被害者が救った財産の所属する組織が賠償しなければならない」）

は、民法通則109条の母法として認識できる[10]。ただ、「民法草案」439条にしても民法通則109条にしても、ソ連民法の「賠償」という法文を使わずに「補償」という法文を使ったことにより、ある程度受益者の義務を軽減できるという点について注意すべきであろう。

最後に、民法通則93条は債権の章に置かれているが、この条文は「民法草案」第三稿の時初めて入れられたが、第三稿と第四稿ではともにそれを委任契約の節の下に置いた。ただ、「民法通則」は典型契約の殆どを規定していないため、委任契約から独立して規定された。109条規定の歴史的流れからも考え合わせると、中国事務管理法は、第三稿から大陸法系の伝統に復帰したということが理解できる。しかし、この点について、立法議事録などは残されていないため、93条規定は比較法的にどの国の立法を参考にしたかなどについてはもはや知る由もない。

第二節　現行規定をめぐる研究概観

先述したように、事務管理に関して「民法通則」には僅か二つの条文が置かれているに過ぎず、諸外国の民法規定と比べてかなり不十分といえる。このような規定の仕方になったのは、おそらく二つの原因にまとめることができる。一つは、先述したように、「民法通則」が「民法草案」の第三稿と第四稿の規定をほぼそのまま承継したということであるが、もう一つ重要な点として、このような規定の仕方は「民法通則」の追求していた簡素化・原則化と一致している点である（後者の原因はただの推測ではなく、少なくとも第四稿以降の1983年に出版された当時起草者たちによる教材から、事務管理の論述は「民法草案」またはその後の「民法通則」の規定を遥かに卓越していることが理解することができる）。

当時、民法典ではなく「民法通則」を世の中に出した背景は、一つはその当時の民法学界の議論水準がまだそれほど高くなかったということもあるが、もう一つは共産党上層部の意見として中国独自の民法を作り出したかったということにある。ただ、当時改革開放は始まったばかりであったので、経済活動とその発展方向についてもまだはっきりわかっていないため、立法者は意識的に「民法通則」というような簡素化の規定の仕方を採用したのである。そしてその目的は意識的に民法の発展をその後の裁判実務と学説発展に委ねたということである。このような意味で、「民法通則」の簡素化はただの簡単化ではなく、その中にはむしろ大きな知恵を含まれていたのである。

その後二十数年を経て、台湾の学説紹介から始めて、中国民法学界は台湾、ドイツと日本の学説を継受しはじめた。特に事務管理と不当利得については、今でも条文数がかなり少ないため[11]、各国の立法と学説が多量に導入され、特に90年代における同文同種の台湾法の学説は、近時中国の学説に対して決定的な影響を与え、多くの領域で今日の多数説の根幹となっている。しかし、周知のように、台湾民法は今でも継受法学的性格が強く、全体的にドイツ法一辺倒の状況が続いているので、台湾法の継受は実質ドイツ法の継受と同視してもよいであろう[12]。外国法に対する学説上の継受は教科書と論文の論述に反映され、ドイツ法上の概念は相次いで検討せずに導入され[13]、一見研究が活発であるが、実際は法律条文に基づかずに展開されている議論が多かったのである[14]。

第二章　中国法における事務管理の諸類型（その一）――非契約関連型事務管理

第一節　類型整理の概観

1．類型整理の方法と目的

事務管理を類型化する際に、参考できる整理の仕方は多様的に存在しているので[15]、どのような整理方法を選ぶかということを最初に論じなければならない。

第一、周知の通り、中国では判例制度がなく、裁判例の編纂と公開制度もいまだ整備されていないため、裁判所の立場を明らかにするのは日本以上に困難があると考えられる。なお、「指導性案

例」制度は確かに最高人民法院と最高人民検察院により進んでいるが、いまだ各地の法院はそれに従って裁判を下しているとまでは言えない[16]。したがって、裁判所の立場は、「指導性案例」の分析だけではなく、すべての裁判例の整理を通じて共通する裁判規範を析出するしかないのである。

第二、民法通則が施行されてからこの三十年近く、中国社会は激しい変化が起き続けている。それにより、事務管理法の主な適用事例についても類型の変容が見られる。裁判例を時序列により整理し、これらの変容を究明するのは本論文の一つの目的でもある。しかし、中国国土の面積はあまりにも広い大国であり、各地により社会・経済状況の格差が多数存在し、とりわけ都市・農村の二元構成は、この作業を進めていく上で重要な社会構造として意識しなければなるまい。したがって、裁判例をある程度都市と農村とに分けて扱うことで、裁判の背後にある中国社会の実態をより良く反映できるであろう。

第三、以下の整理を行う際に、事務管理に関する「紛争の場」を明らかにすることも念頭に置いておきたい。そのため、正式に公表された裁判例を補うために、新聞に報道された裁判も以下の整理の中で適宜に触れることにする。

2．裁判例の類型概要

中国の裁判例を見れば[17]、事務管理の68件の関係裁判例を大別すると、契約関連の裁判例は34件あり、非契約関連事務管理の裁判例も34件である。なお、新聞に報道された事務管理の裁判例は83件あり、その中の５件は契約関連の裁判例であり、他の78件の非契約関連の事務管理の裁判例の中で、75件は「見義勇為」の事例である。次節では、非契約関連型事務管理と契約関連型事務管理という二つの類型を大別してそれぞれの裁判例を整理しておく[18]。

第二節　非契約関連型事務管理

１．「見義勇為」（「人命救助」）型事務管理

（1）事実と判決要旨の紹介

①1998年５月１日、被告Y1［王小中］Y2［劉会存］の娘であるA［王劉柳］は被告Y3［劉保献］の家で病気になったため、Xは原付でY3とすでに意識不明になったAを病院に送っていった。病院に着いた後、Xは原付を病院の正門あたりに置いて、Y3とXは一緒に病院の中に入った。約１時間後、Xは病院から出て、原付が盗まれたとわかった。その後、警察へ通報したが、ついに見つからなかったので、XはYらに対して原付代金の補償に関する訴訟を提起した。判決は以下のように述べた。Y1とY2はAの後見人として、Aの生命・財産・安全などに対して責任を持つため、本案の受益者にあたり、原告の損失を補償する義務を負う（適用条文は民法通則93条）。但し、原告の原付は他の防犯錠をかけなかったため、盗難につき管理も疎かであったので、Y1とY2の方とXの方にそれぞれ損失の半分を負わせるのが適当である。なお、Y3はXの後見人ではないため、補償責任を負わない[19]。

②上訴人（原審原告）X1［周素蘭］とX2［李計林］の息子であるA［李世同］は被上訴人（原審被告）Y［李科健＝未成年］などと一緒に川に水泳に行った。Yが深水区に行って水に溺れた。AがYを救助しようとして自らも溺れてしまった。そこで、XらはYに補償を請求した。一審法院は、Yの後見人に葬儀費用として2603元を補償する責任を負わせる判決を下した。Xらは補償金額が低すぎることを理由として90000元の補償を請求し上訴した。二審法院は以下のように述べた。Aは「見義勇為」で犠牲となったため、葬儀の費用だけを支給して（Xらにもたらした精神上の苦痛などを配慮した）経済補償に言及しなかった原判決には不当があるが、Yの経済状況も厳しく90000元の補償請求については無理があるので、補償金額は7603元に増額することが適当である（適用条文不明）[20]。

③原告X1［張安子］とX2［関其翠］の息子であるA［張金亮］は被告Y［張新輝］と一緒に川に水泳に行った。Yが水におぼれた時Aに救出された

が、A自分が亡くなった。原告は葬儀費用2000元と死亡撫慰金（慰謝料）30000元を請求し訴訟を提起した。法院は、民法通則93条、133条と民通意見132条と142条を根拠として、葬儀費用2000元と死亡撫慰金15000元を認めた[21]。

④被上訴人（原審原告）X1［徐月仙］の夫［X2蔡城英の父、X3蔡阿二の息子］であるA［蔡張友］はY2［翁仁光］の使用人である。2000年８月、台風を避けるために、Y2の所有する船と被告Y1［楊国新］の船（賃貸か所有か権利関係不明）はともにある場所に停泊していた。８月11日Y1はそのまま家に帰ったが、翌12日になって、Aが隣に停泊しているY1の船のガス漏れに気づいて、Y1の船艙に入ってバルブを閉めに行ったところ、ガスが爆発してAが負傷し、そのまま病院に運ばれて死亡した。原審は、民法通則93条をもって、死亡補償費62800元と被扶養者生活費1375元を含めて医療費、交通費など合計85496．64元をY1に負わせた。Y1は死亡補償費62800元と被扶養者生活費1375元などの費用は93条の費用には含まれていないとして上訴を提起した。二審法院はY1の訴訟請求を支持し、精神損害賠償としての死亡補償費62800元や被扶養者生活費1375元の請求を支持した原審に不当があるとして、それらの費用を賠償範囲から外した[22]。

⑤2000年２月３日、上訴人（原審被告）Y1が運転した車が川に転落し、車内にいた四人が車に封じ込められた。被上訴人（原審原告）X［施洪権］は、被告Y2［施燕紅］とY2の娘を救出した。真冬の川で救助行為を行ったため、Xはその後病気になってずっと病院に通った。Xは、Yらに対して治療費などの費用を請求したが、Yらに拒否されて「病気は装っているだけ」などと言われたため、Xは治療費など費用19552.11元と慰謝料10000元を請求する訴訟を提起した。一審は（民法通則93条を根拠条文に）治療費の請求については支持したが、慰謝料の請求は証拠不足のため棄却した。二審の段階でこの事件は法院によって調解（調停）された[23]。

⑥2000年５月７日午後、原告X1［江志根］とX2［王世珍］の息子であるA［江偉華］は、被告Y［呉祖文］と一緒にB社が経営する句容市後白煉瓦工場で遊んでいた。池に落ちたYを救出するために、Aが命を落としてしまった。Xらは別の訴訟で不法行為としてBを訴え、賠償を受けた（但し、Xら側にも監護責任があったとして請求賠償16074元のうち葬儀費用の2280.6元しか認めなかった）。2002年４月28日、XらはYに死亡賠償金と葬儀費用15000元および慰謝料5000元を請求し訴訟を提起した。法院は、Bの賠償責任はYの補償責任を妨げないと説き、民法通則109条を根拠条文として、4000元の補償を認めた（但し、賠償名義は死亡賠償金か慰謝料か判決文にははっきり書かれていなかった）[24]。

⑦被告Y1［羅愛娟］とY2［封水夫］は夫婦であり、2001年９月23日二人が喧嘩した後、Y1は自殺を決意し、自ら部屋に閉じ篭りガスを漏れさせた。Y2がY1を救出しようとしたところ、隣に住んでいる原告X［尉国祥］も助けに来た。ドアを開けた後、原告Xが先に部屋に入ると、ガスが爆発し原告はかなりの火傷を負い、その後51日間入院していた。そこで、原告は医療費31246.31元、休業報償4086元、栄養費3000元と医療鑑定費100元を請求し訴訟を提起した。法院は、民法通則93条と民通意見132条を根拠条文として、栄養費を除きほぼ全部認めた[25]。

⑧2003年７月19日、被上訴人（原審原告）X［鄭花閣］の夫A［張国林］は、水中に落ちた上訴人（原審被告）Y［張鵬］を助けるために命を失った。XはYに対して葬儀費用3000元、死亡補償費20671元と被扶養者扶養費8859元の合計32530元を請求し訴訟を提起した。これに対して、一審法院は民法通則109条と民通意見142条を根拠条文として、「公平責任に基づき、Y1が全部の賠償ではなく適度な経済補償の義務を負う。この補償額はYの受益状況と本人の経済状況を総合的に考量しなければならない」と説き、18000元までの補償額を認めた。被告は上訴を提起したが、二審法院も一審判決を維持した[26]。

⑨2004年６月26日原告X［杜剣波］の息子のA［杜暁卿］は被告Y2［杜長春］とY3［林英仔］の息子

であるY1［杜青華］などと一緒に川へ水泳に行ったところ、泳げないY1を助けるためにAが亡くなった。XがYらに対して治療費9808.72元、葬儀費6653元、慰謝料2000元と死亡賠償金の50％の70780元を請求し提訴した。法院は慰謝料について事務管理の賠償範囲外にあるとしたが他の請求は認めた（根拠条文不明）[27]。

⑩2006年12月２日、上訴人（原審被告）Y［梁彩蓮］が取り仕切る工事の進行中で火事があった。現場にいた警備員であった被上訴人（原審原告）X［黄賛標］が消火活動中、高所から転落して負傷し治療費228254.13元を負担した。そこで、XがYに対して訴訟を提起した（請求金額は二審判決文に書かれていなかった）。一審は、民法通則109条を根拠条文として、Yを受益者と認定した上で、工事の総額とXの損失を配慮して、Yに5000元の補償責任を負わせた。二審は一審の判決を維持した[28]。

⑪上訴人（原審原告）X［劉玉芝］の夫A［余加強］が天台水庫の発破作業を行っていた時に事故が起き、XとAの息子であるB［余彪＝未成年］がAを助けに行ったところ、失敗に終わり命を失った。その後、XがY2［彭水苗族土家族自治県漢葭鎮天台村民委員会］と協議し、Aの死亡賠償金17500元を受領した。Xは被上訴人（原審被告）Y1［彭水苗族土家族自治県水務局］、被上訴人（原審被告）Y2に対して不法行為を根拠条文として、Bの死亡賠償金70180元、葬儀費11550元、慰謝料20000元の合計101730元を請求し訴訟を提起した。これに対して、Y2は、これは不法行為ではなく「見義勇為」の事務管理であると主張した。一審法院は、Bの行為について父を助ける事務管理として認め（根拠条文は民法通則109条。なお、一審法院は109条の「補償」は公平責任に基づくものであると言及した[29]）、AとXと天台水庫の所有者であるY1を受益者に認定した。また、Bの母であるXは監護責任も負うため、死亡賠償金と葬儀費用を24519元までY1に対する補償を認めた。これにそれ以前に支払った17500元を引いた結果、Y1はなお7019元の補償義務を負う。なお、慰謝料は、法律根拠はないとして却下された。二審は一審の判決をそのまま維持した[30][31]。

⑫2008年７月２日、被上訴人（原審原告）X1［呂］と被上訴人（原審原告）X2［呂］の息子であるA［呂遊］は上訴人（原審被告）Y1［于］上訴人（原審被告）Y2［蘇］の息子である（原審被告）Y3［于］などと一緒に川へ水泳に行った。泳げないY3を助けようとしてAが命を失った。Xらは、死亡賠償金99700元、葬儀費用11355.50元の合計の50％の55527.75元と5000元の慰謝料を請求し提訴した。一審法院は民法通則109条と民通意見142条と人身損害賠償解釈15条に基づき、死亡賠償金、葬儀費用の合計については認めたが、5000元の慰謝料については金額が高すぎるとして2000元までしか認めなかった。二審は一審の判決をそのまま維持した[32]。

（2）案例[33]の分析

（ａ）法律構成

（Ⅰ）根拠条文

以上のように、この12件の案例をみると、「見義勇為」の根拠条文について、法院側は民法通則93条と109条の適用をあまり区別してはいなかったが、両条文を適用する際に、少なくとも案例で主に問題となった損害補償の範囲について、「受益者の受益および経済状況」を配慮するという点で法院の認識は殆ど一致している。しかし、93条においては必要費用を「補償」の意味で制限する文意はなく、「受益者の受益および経済状況」を配慮する点についてもみられなかった。これに対して、109条によって「補償」の基準を明確に規定してある。すなわち、上記93条を根拠条文とした諸案例では、実際93条の文言から離れて109条と同じ解釈をとったのである。

（Ⅱ）必要費用と補償範囲――109条の独立の意義

先述したように、93条のモデルとなったのは「民法草案」322条の規定：「他人の委任なし法律上の義務もないとき、積極的に他人に有利な事務を管理した者は、表彰されなければならない。事務管理のために支出された必要費用について受益者は償還しなければならない」であり、この条文

の位置と文言をみれば、これは大陸法系の事務管理規定の伝統を承継した規定であることが分かる。言い換えれば、この条文は全ての事務管理を念頭においた規定なのである。必要費用についても、「必要」という要件だけがつけられているが、そもそも本人の財産状態などまでは全く配慮がなかった[34]。

これに対して、109条の規定は、そのモデルとなった「民法草案」439条に元々二項あったが、同条１項は２項のもととなり、条文には「自分の安否を顧みないで積極的に救援するまたは損害を防止する」と規定された。この文言をみる限り、本項は特にかなりの緊急状態を指していると推測できる。同時に管理者の損害について同条２項は「賠償」と違う「補償」と規定した（しかし、ここで注意すべきことは、「民法草案」439条にしても民法通則109条の文言にしても、「補償」という概念は必ずしも全額補償を意味していないということである。補償が全額ではないということは「民通意見」142条をもって初めて採用された)。なお、109条の文言には、93条のような事務管理に限っているとは記述がない。このことをもっても、109条は全く93条の特別法とは言えないのである[35]。

したがって、立法史から見れば、「見義勇為」の場合には、わざわざ93条に109条の考え方を入れるよりも、むしろ直接109条を適用することを通じて、受益者の事情を配慮して補償を決めることが適切であろう。

（ｂ）裁判基準

（Ⅰ）慰謝料への立場の変遷

最初の案例②と③のどちらでも死亡補償金と慰謝料について明らかにされなかったが、その後の案例の立場は次第に明らかにされた。

特に「審判案例参考」に掲載された案例⑨も明確に慰謝料と死亡補償金を分けて、慰謝料請求について認めなかった。この立場は案例⑫でも承継された。但し、案例⑨が掲載された後、案例⑪がその判決で慰謝料の請求を明確に認めたのは、「指導性案例」制度からみても、案例の大勢からみてもやや異例的な存在である。

（Ⅱ）その他の補償の範囲

慰謝料以外、特に葬儀費用については、法院が受益者の財産状況を問わずに全て認めた。死亡補償金に関しては変遷があるが、全く認めなかったは案例④だけである。その他、医療費などは全ての案例が認めた。

また、最初1998年の案例①から、その補償額は次第に増加して、「審判案例参考」に掲載された案例⑤と⑦では全額を認めたが、今日、特別の事情がない限り半額補償が通常である（「審判案例参考」に掲載された案例⑧⑨と案例⑫参照、最初の①も同じ50％である)。

（Ⅲ）受益者事情の判断の枠組み

以上の案例の中で、受益者事情について案例⑩だけは他の案例と異なっている。その原因を考えてみると、敢えて以下のように帰結しておく。案例⑩の場合には、火事があった工事を受益者Yが取り仕切っているため、Yにとっては限られた財産的損害しかなかったので、あまり補償を広く認めると特定財産価値を超える可能性があるのだ。そうすると、Yにとっては明らかに不利である。これに対して、その他の案例は④を除き、全ての案例が人命救助の類型であり、人命の価値比較はそもそも問題とされていなかったのである。

要するに、人命救助の場合は、実際「受益者の経済状況」だけを考慮するのは足りるが、財産損害の場合、「受益者の受益状況」をさらに問題にする必要がある。

（Ⅳ）加害者の資力と受益者への請求

民法通則109条を解釈する民法意見142条には、受益者に対する請求について、明確に「加害者の資力はないまたは加害者はいない場合」に限ってしか認めていないが、実際「審判案例参考」に掲載された案例⑥ではXが加害者に対して不法行為をもってすでに損害賠償を得たが、すなわち、「加害者の資力はないまたは加害者はいない場合」のどちらにも属しない場合においても、法院は加害者の賠償責任は受益者の補償責任を妨げないことを理由として、受益者の補償責任を認めた。実際の裁判は「見義勇為」者に対する保護が随分手

厚くなっているといえる。

（ｃ）中国法における「見義勇為」の系譜的考察

（Ⅰ）中国固有法における「見義勇為」の源流[36]

周知のように、中国固有法は刑法を中心とした立法である。「見義勇為」に関する法制度は、およそ三つに分けられている。一つは、「見義勇為」者の法律責任の軽減である。これに関して「易経」「周礼」などにはすでに記述があった。唐律には、明確に「見義勇為」のために抵抗した犯罪者を殺した者は責任を負わないという条文が置かれた。それは、唐以降の法律にも承継された。もう一つは、人の危険に遭遇して「見義勇為」しない者の刑事責任である。これに関する最も早い規定は秦の時代に遡ることができる。唐律の成立によりこれに関する条文は詳細に置かれ、唐以降の法律にも大体承継された。

以上の二つは、ともに刑法の規定であるが、それ以外にも、近代行政法にあたる重要な制度がみられる。それは「見義勇為」者に対する公的奨励である。この制度も秦の時代から始まり、唐律に詳細に置かれ、それ以降の立法に承継された。この奨励は表彰など精神的奨励だけではなく金銭的奨励も多くあった。その他やや特殊な制度として、明太祖時代の「大明令」には一時的に官職も奨励の一つとなったことがある（その後は廃止された）。

以上紹介したように、「見義勇為」の法思想や法制度は中国固有法にもすでに多数みられたが、中国固有法が刑法中心（公法中心）の性格であったため、「見義勇為」関する民法制度は殆ど見られなかった。

（Ⅱ）中国「見義勇為」制度の現状

民法通則が施行された後、「見義勇為」の案例は続々と現れた。前文で分析したように、受益者の補償金額の増加などは、当初は低く、ようやく時代の要請により高まってきてはいるが、今の段階ではおよそ50％程度に止まっているのが現状である。つまり「見義勇為」に対して公的支援を与えようという社会からの要請が次第に強まり、学者もそれを支持した背景がそこに見てとれる。

こうした動きの下で、「見義勇為」者を補償するために、1993年、中華見義勇為基金会が成立されたのを機に、その後全国各地でも見義勇為基金会が成立された。それに呼応するかのように、1991年山東省の青島市の「青島市表彰見義勇為公民的規定」の制定と施行を端緒として、中国全土各地の「見義勇為」立法が続いた。現在、ほぼ全国で「見義勇為」の地方立法が整備されたが、全国的な立法はいまだ成立していない[37]。各地の規定には違うところも多く、以下は各地の立法の共通する要点を概観しておく。

第一、表彰と奨励。まずは精神的奨励として、「見義勇為」者に対して「見義勇為英雄」「見義勇為模範」など栄誉称号が授与される。次に、これらの栄誉称号によって「見義勇為」者はそれに見合った奨励金がもらえる。最後に、やや異例的な立法として、「広東省見義勇為人員奨励和保障規定」18条の規定は「見義勇為」者に対してとても手厚い奨励を与え、中国的特色が非常に強い奨励制度と言われている[38]。

第二、金銭補償と権利保障。ここで比較的に規定が完備されている「河北省奨励和保護見義勇為人員条例」16条を例にとってみると、この条文により、加害者・責任者の資力不足、または加害者・責任者がいない場合、以下のように具体的状況を分けて処理すべきである。（１）見義勇為者の所在単位（所属先）が工傷保険（労災保険）に入っている場合、社会保険機構は「工傷保険条例」の規定により支払う（２）見義勇為者の所在単位が工傷保険に入っていなくても基本医療保険を入っている場合、社会保険機構は基本医療保険により支払う（３）見義勇為者の所在単位が工傷保険と基本医療保険のどちらにも入っていない場合、所在単位が支払う（４）無職または所在単位の支払いが明らかに困難である場合、行為確認地の見義勇為専項資金から支払う。前項の場合により支払不足の部分は、行為確認地の県レベルの人民政府の財政が補填する。県レベルの人民政府の財政の支払いが明らかに困難である場合、上級人民政府の見義勇為専項資金から支払う。支払った部門や単位は加害者や責任者に対して求償できる[39]。他

の地方立法は河北省のこの条文と多少違いはあるが、ここでの補償義務者は殆ど変わらない。

（Ⅲ）「見義勇為」の比較法小考――日中比較を中心に

中国法と違って、トイツ法、フランス法などには「見義勇為」の特則は置かれていないが、判例・学説は事務管理の「費用」を拡張解釈し、身体・生命についての損害を含め、損害賠償請求権を認めた。これがアメリカ学者Dawsonにより批判され、このような事案に対して公的支援による解決が望ましいと説いた[40][41]。

これに対して、日本法では従来「費用」をめぐって多くの議論があったが、通説は事務管理により身体・生命損害の請求権を否定している。その原因もやはりかつて広中俊雄が論じたように、このような救助活動は社会全体の仕事であり、社会はこのような仕事を組織化して公的救助活動を行う仕組みを用意すべきである。したがって、警察・消防はその第一次的担当者であり、それらが職務の遂行にあたって負傷したり死亡したりした場合には公的補償の途があるのであるから、第一次的担当者が行うべきことを一般人が行った場合についてのみ公的損害賠償の途が開かれるべきことは当然である[42]。そして、ドイツなどの立法と違って、日本では特別立法により、警察・消防のみならず、一般人も特定の場合に公的補償をもらえる[43]。但し、これらの立法はあくまでも特別立法であり、全てのこのような問題を解決できるとまでは言えないのである。

特に、このような公的支援の視点に対して、上記の中国立法や案例実態の立場から、二点を指摘しておきたい。第一、全ての人命救助は社会全体の仕事であるという命題は必ずしも正しいとはいえない。中国案例の分析からみると、特に危険状態に陥たことについて、本人に過失がある場合、損害填補の面から見れば部分的に本人に負わせるのは適当であり、損害予防の視点からも役に立つと考えられる。この観点からみれば、「見義勇為」型事務管理はある意味で不法行為の「過失責任」原則とも繋がりがあり、むしろ過失責任原則の補足にもなっているといえる。なお、仮に本人に過失がないとしても、受益者としての本人に補償責任を負わせることは、不法行為における「報償責任」のような考え方からも正当化しうると思われる[44]。第二、中国の地方立法の多元的処理の仕方と比べ、公的支援の多面性という点において、日本の立法にはまだ弾力性の足りない部分が多数あると見られ、特に見義勇為専項資金などの制度は、日本の立法にも参考となるであろう。

（Ⅳ）「見義勇為」における残された課題

以上のように、中国法の裁判実務と比較法は、どちらの立場から見ても「見義勇為」＝「人命救助」に関して、より公的支援を要することがすでに確認された。しかし、日中両国間の「人命救助」の案例数の差はどうしてこんなに大きいのかということはまだはっきりされていない。ここでいくつかの仮説を立てられると考えるが、以下順序立てて述べることとする。

まず、制度の面において、日中の公的機能の差がはっきり見て取れる。たとえば、日本の警察官と人口との構成比は、1：148であり、これに対して、46万人の警察官しか保有していない中国では、その構成比は１：2653である。大都市においても、上海は１：442であり、北京は１：348であり、日本とはまだ大きな差があると言えよう[45]。したがって、現段階の中国において、以上のような保障制度ないし奨励制度をたてて、かかるインセンティブを保障ないし付与することを通じて、人命救助の役割を少しでも市民に負わせることはやむ得ないことなのである。

その他にも、おそらく社会保障制度などとの関係性も指摘できよう。すなわち、中国では日本ほど社会保障制度（ないし私的保険）が整備されていないため、「見義勇為」者に何らかの身体的損害があれば、社会保障制度としての公的支援ないし私的保険の補償は十分とはいえない。また一方で「見義勇為」者自身の問題以外にも、農村地域では「見義勇為」者の親の高齢者扶養が問題となる。その背景として、とりわけ中国の農村地域において、社会保険は全国的に普及されておらず、

高齢者の扶養については依然として私的扶養が今でも原則となっている現状がある。一人っ子政策の中国では、もしある人が「見義勇為」のために亡くなって、さらに親が十分の補償を得られなければ、連鎖的に高齢者の扶養も問題となり、今日、中国のごく限られている公的支援の下で、高齢者はかなり低い生活水準を余儀なくされる。したがって、以上で述べてきたいずれの面からみても、「見義勇為」という制度は今日中国の公的機能を補完する役目を担っていると認識できる。

その他、法文化の相違も一つの原因として考えられる。先述したように、中国古代法において、儒教思想の影響が強く、一時期「見義勇為」が義務として課されたこともあったが、今日になって、中国では儒教の影響はまだ残されつつも、さらに社会主義的思想も重ねられているので、かかる事件数の膨大化も当然に考えられるであろう。

以上のように、いずれにしても、日中の案例数の差特に日本で人命救助の案例がまったく見られないことは、一つの要因を分析して解釈できる現象ではなく、以上述べた仮説を弄しても検証困難は否めないので、今後の課題に残したいと考える。

2．他人義務履行型事務管理

この類型の事務管理について、契約関連型の案例がはるかに多く、非契約関連型におけるこの類型の案例はかなり緊密関係に立っている当事者の間でしか現れていなく、さらに扶養義務者に対する扶養料の求償と第三者弁済という次類型に分類することができる。紙幅のため、各国共通のことの紹介は省略することにして[46]、この二つの次類型について中国法の特色のあるものを簡単に触れることにする。

（1）第三者弁済

（a）案例の紹介

①原告X［黄桂英］と被告Y1［彭暁萍］は親戚であり、2005年３月Y1はXの紹介により豊城市劍南信用社から20000元の貸付を受けた。同年７月Y1と被告Y2［劉文勝］と離婚し、豊城市から離れた。2005年７月と８月、XはY1の代わりに貸付金および利息の合計20226元を返済した。XはYらに対して20226元を請求して提訴した。法院は、Xの返済行為を事務管理として認定し、Xの訴訟請求を全部支持した[47]。

②2005年11月10日、被告Y［天台県坦頭鎮大聯村村民委員会］は道路工事で資金不足のため、同じ宗族であるB［天台県赤城街道坡塘村村民委員会］から２万元を借りて、半年以内に返済すると承諾したが、実際にはずっと返済しなかった。2008年、BがAに対して20000元の返済を請求したが、Aは資金不足のため返済できなかった。当時借入手続きを担当した者の一人である原告X［徐有肖］がYのために立替え払いをした。その後、XがYに対して元金と利息を請求し提訴した。法院は、Xの行為を事務管理として認定し、Xの訴訟請求を全て認めた[48]。

（b）類型の分析

以上の二つの普通金銭債務請求事件についてはある共通点を発見できる。それは、どちらの事件でもYが親友・親戚のXを通じて第三者から金銭を貸し付けたということであり、また、どちらも農村地域で起った事件である。したがって、これらの事件はおそらく農村地域の金融状態に関わるのではないかと推測できる。

ここでも「他人のため」という要件はかなり揺れているとみられる。つまり、YにとってXが代わりに貸付金を返済するということは必ずしも自分の利益に合わせるわけではなく、実際の案例は「他人のため」を「返済の必要性」と入れ替えると認識してもいいのではないか。さらにXの立場に立ってみると、貸付金はXの手を経てYに貸し付けていたので、Xにはある意味で自分の信用を確保するために立替え払いをしたのである。これは、上記農村地域の金融状態にもかかわることである。すなわち、農村地域は関係社会であり、個人信用による貸付が多いために[49]、個人の信用確保は農村の地域金融にとって大事なのである。このように「返済の必要性」を要件として、金融関係の中間に立っているXの返済行為を事務管理として認

容すれば、Xは必要な時に自分の信用を確保できるし、Yに対しても事務管理をもって費用返還を請求できる（特に、案例①のように履行期前に弁済した場合、法院の立場によって、Yの期限の利益を奪っても不当な管理にならないのみならず、Xは弁済した後すぐYに対して事務管理をもって費用返還（元金と利息）を請求できるという点は、かなり政策的考量が見られ、日本判例の立場と明らかに違っている[50]）。したがって、この類型において、案例が実は「他人のため」という要件の活用を通じてXに対して手厚い保護を与え、農村の地域金融の確保という目的の達成に寄与している。

（2）特殊な扶養料求償――「五保戸」[51]事件

（ａ）案例の紹介

五保戸のA［張欣三］は被告Y1［鎮平県賈宋鎮寺後張村民委員会］に属していたが、1980年組織変更により原告X［鎮平県賈宋鎮寺後張村第四村民小組］に属するようになった。1983年から、Xの指示により被告Y2［張沿平］はAを扶養し始めた（扶養協議は結んでいないが、Y2はXから「工分」（給料にあたる）をもらい、その他にもXやAから利益を受けた）。2001年旧暦３月15日Aが死亡し、Y1による2200元余りの葬儀費用などを使い、Y2はAの葬儀を行った。その後、Y2はAの遺産として28600元の預金証書をY1に渡した。XはYらに対してAの遺産の28600元の返還を請求し訴訟を提起した[52]。Y1は2200元余りの葬儀費用などを主張した。法院は、Xの請求をほぼ支持したが、Yらの行為を事務管理として認定し2200元余りの支出費用請求は認めた[53]。

（ｂ）類型の分析

「五保戸」制度と関連しているため、この事例はかなり中国ならではの独特のものである[54]。「農村五保供養工作条例」により、扶養協議があればそれに即して処理すべきであり、そうでなければ、葬儀費用は「五保戸」に属する農村経済組織（村民委員会などの組織）により支出すべきであるが、農村地域では協議を結ぶという観念が弱いため、葬儀費用については村民委員会により協議なしに支出することがかなり一般的に浸透している。こうして、葬儀の費用を立替えて払った扶養者は事務管理により費用償還を請求できる。つまり、農村地域では事務管理が扶養協議を補う役割を有していると言える[55]。

但し、昨今の経済発展により、社会保障制度と介護契約の健全、契約意識の浸透に伴い、今後「五保戸」のような事務管理案例は社会の形態転換により次第に消えてなくなると推測できる。

３．補足とまとめ

以上のように、中国における非契約関連型事務管理の機能的類型を紹介したが、以下は、未だ取り残された課題を取り上げたうえ、本章の結論としてまとめる。

（１）その他の非契約関連型事務管理

上記事例の以外にも中国において非契約関連型事務管理の類型いわゆる財産管理型事務管理がある。この類型に属する案例は、さらに遺失物類型と相隣関係類型に分けられる。かかる案例は少ないかつ古いものも多いため、重要性はかなり低いと考えられる。紙幅の関係で、ここでは割愛する。

（２）不法行為と事務管理

事務管理と不法行為の関係も昔からずっと争点になっていたが、前文でも触れたように、中国法の93条からみて事務管理が不適法事務管理も含むかどうかについて、条文の文言を解釈しても結論は出せない。特に事務管理の成立は不法行為を阻却するか、あるいは不法行為が成立すれば、事務管理の成立の余地はまだ残っているか（つまり、事務管理と不法行為は併存できるかという問題）などの問題における中国法の立場について三つの案例が見られ[56]、いずれも事務管理と不法行為の成立は相容れないとしたのである。

（３）まとめ

以上、非契約関連型事務管理に関する議論を全て紹介することができた。以下は本章の論述をま

とめておく。

（ａ）要件論の実態

これまでみてきた諸類型の分析を通じて訴訟で問題となっている条文は、次のようにかなり明らかにされた。

（Ⅰ）事務管理者の諸義務

事務管理者にとって、通知義務と継続管理義務が二つの主な義務となっているが、案例は全くみられなかった[57]。

まず、継続管理義務について、日本民法においては、起草者をはじめに委任における受任者と比較して説明する学者が多い。その理由は（委任と比べて、本人には最初から相手方を選べないため）「苟も管理を始めたる以上は、半途にしてこれを放棄するときは、本人に一層の損害を被ること多かるべし」なのである[58]。しかし、フランス法をモデルとしたこの条文と思想はおそらく「不在者の財産管理」を念頭においたことによるものである。実際の案例をみると、おそらく特別法となった遺失物以外に、他の類型は殆ど「継続」ではなく、「財産管理」でもない。しかも、例え不在者の長期的財産管理が問題になったとしても、今日では様々な手段で処理が可能であり、これについて事務管理は必ずしも大きな役割を担っているわけではない。

次に、報告義務についても案例では殆ど問題にされていなかった。なぜなら、その第一の原因は継続管理義務と同じで、やはり殆どの事務管理は継続的管理ではないため、報告時と返還請求時は同じであることが多いからである。次に、事務管理者は報告により本人に知らせると、当事者間で契約を結ぶようになった可能性が高いのである。最後に、事務管理者ができることはかなり限られているので、普通のことについて報告しなくても問題が生じないのである。したがって、ここでさらに問題となるのは、どういう事務処理が事務管理にあたるかということである。

（Ⅱ）事務管理の成立

これまでの案例分析で論じたように、事務管理の成立について、最も問題となったのは「他人のため」という要件である。

「他人のため」はさまざまな場面で揺れ動いており、多くの場合は専ら「他人のため」にとどまっていない。たとえば、農村地域金融の場合、「他人のため」要件は、事務管理者の「信用確保の必要性」と入れ替えられた。これは行政権力関連型事務管理においても「他人のため」という要件が殆どいらないのと近い。

このほか、「見義勇為」型事務管理と「遺失物」類型は「他人のため」であることは言うまでもないが、「相隣関係」の財産管理の類型も「他人のため」を強調している。但し、その共通点は、ほぼ全ての類型が「他人のため」という要件を客観的に捉えるようになったことである。

（Ⅲ）本人の義務――補償と費用返還

以上の論説を通じて、109条の補償と93条の必要費用を明らかにした。前者の場合は案例上の変遷が多くみられたが、今日において、慰謝料以外は損害の半分を補償するという案例実務がほぼ確立されてきた。これに対し後者は全額返還が確立している。但し、案例をみると証拠上の問題は多く見られるが、実体法上費用返還については殆ど問題となっていないのが分かる。

（ｂ）総括――非契約関連型事務管理の特質

以上のように、非契約関連型事務管理について各類型ごとに分析を行った。これらの類型をさらに大別すると、二つのカテゴリに分けることができると思われる。

一つのカテゴリとしては事務管理の特別法であり、上記人命救助と遺失物はそれに属する。この二つの類型はともに社会にとって著しく有用性がある事務管理であるが、他の事務管理類型を違って、これらの類型に関して殆どの事例ではアカの他人の間で発生した事務管理であるため、そもそも事務処理者には事務管理をする動機はなかった。したがって、前文の分析が示したように、ただ伝統的な事務管理の枠組みの処理によれば、事務処理者には十分なインセンティブを与えることが与えられるといえなく（上記遺失物案例の状況を見れば多少理解できるであろう）、むしろ伝統の事務

管理の枠を超えて、特別法による処理は望ましい。ここであえてこのカテゴリに属する類型をインセンティブ付与（創設）＝道徳推進型と名付けることにする。

これに対して、他の事例はもう一つのカテゴリに属し、ここでこれらの類型をインセンティブ保障（制約）＝政策推進型と呼ぶ。すなわち、これらの類型について特別関係がある人（知人ないし親戚・家族同士）で発生した事務管理が殆どである。事務処理者にとって特別関係があるため、元から事務処理のインセンティブがすでにあったのである。したがって、ここで事務管理制度は、このようなインセンティブを保障し、同時に事務管理の行為をある程度制約するという両面で工夫することが必要であろう。しかし、上記の案例に即してみると、相隣関係の類型を除き、事務管理行為の制限はほぼ問題となっていなくて、全ての判決は単に事務処理者のインセンティブの保障に重点を置いた。なぜから、管理事務の必要性について、このカテゴリに属する扶養義務または農村地域金融流通確保の類型ではともに法政策的な判断が先行しており、事務管理をもってこれらの政策を実現させる発想が強いからである。要するに、インセンティブの保障に重点を置くことを通じて、このカテゴリに属する事務管理は政策実現の補助として機能している。

以上の分類は、あくまでも理念型であり、どちらのカテゴリにしても、非契約関連型事務管理は政策実現と深く関わっていると理解できよう。けれども、この分類はそもそも無意味ではない。つまり、インセンティブ保障（制約）＝政策推進型は、事務管理の要件の拡張解釈だけを通じて事務管理のインセンティブ保障（制約）＝政策推進をし、それで政策を実現することができる。これに対して、インセンティブ付与（創設）＝道徳推進型において、そもそも事務管理の要件を拡張解釈しても、インセンティブは足りないので、特別法（奨励または補償など）によりインセンティブを創設することが必要となってくるのである。

したがって、この類型において一言「人類扶助説」をいっても、その中身は必ずしも統一性があるわけではなく、論理上の明晰度も極めて低く、むしろ類型ごとに具体的な政策要請の実現必要性に応じて法律構成をとるほうが妥当であろう。

第三章　中国法における事務管理の諸類型（その二）——契約関連型事務管理

第一節　契約関連型事務管理概説

「人類扶助説」から大きく離れ、契約と関連する事務管理も多数案例として存在している。以下はそれを「契約関連型事務管理」と呼び、類型を分けて中国法における案例を紹介していく。

1．事務管理と委任契約の関係

まず、事務管理と契約との関連を論じる際には、事務管理と委任契約の関係について避けて通ることはできない。しかし、これから紹介する案例はこれと全く別のことである。すなわち、事務管理と委任契約との類似性を論じる学説は、あくまでも以下の二つの前提に基づいて展開されている。

（1）委任契約規定の準用の正当性

第一、事務処理者と本人との間には、契約または契約に準じる関係は存在していなかった。この前提からさらに二点の推論が導かれる。その一つは、両者間の類似性を鑑みると、事務管理は委任契約を参照し準用することができる。もう一つは、いったん本人から管理につき依頼があって管理者がそれを了承すれば、その後は委任または準委任の法律関係となり事務管理の外に出る、というものである[59]。

しかし、もし当事者間においてすでに契約または契約に準じる関係が存在すれば、事務管理を加えたら、両当事者は混合契約のような関係に立つようになったのである。この時に、新たに成立した事務管理はすでにあった契約を両立して考えてはいけない。すなわち、この場合は混合契約における典型契約論（任意規定の補充）に対する態度とまた関わってくるからである[60]。事務管理を先行

契約から切り離し、委任契約の規定をそのまま適用（または補充適用）すると、当事者間の真意に大きく反してしまう可能性が高くなる。むしろこのようなモデル化にある程度の警戒感があって、当事者間の権利義務関係に即して解釈した方が適当であろう。

(2)「継続」と「存続」をめぐって

第二、前述のように、すでに契約関係に立っている当事者間に事務管理が発生すれば、それにより生じる混合契約に準じる関係が問題となる。またそれ以外にも、これまでの学説は、少なくとも以下の二点について議論はまだ詰められていないと考えられる。

実際の案例に現れた殆どの管理行為は一時的なものであり、継続的な管理ではないため、多くの案例で争点となったのは費用返還の問題が殆どであった。もし契約関連型事務管理もそうであるならば、先述した複雑な準混合契約は必ずしも生じるわけではない。要するに、「準混合契約」という想定も概して継続的な管理行為に基づいたものである。

次に、上記準混合契約が生じるもっと重要な前提として、契約が当事者間にすでにあるということである。そして契約締結段階または契約終了後の場合、事務管理が成立するかどうか自体が問題となる。すなわち、契約締結段階の場合は、契約の成立がいつ生じるかということに応じて、管理行為が契約の締結行為か、契約の履行か、それとも契約に含まれない事務管理かということをまず先に問題としなければならない。また契約終了後の場合も、同じ問題が生じる。要するに、契約関連型事務管理契約の場合、契約存続期間の問題をまず解決しなければならない。つまり、契約存続期間でない時に管理行為が発生したとしても、契約上の義務はどこまで及んでいくかという問題を事務管理の成立と関連して考えなければならない。

2．契約関連型事務管理の類型概観

第二章ですでに紹介したように、中国で公表された案例の中で、契約関連型事務管理と非契約関連型事務管理の案例数はともに34件であった。しかし、時期的に見てみると、契約関連型事務管理の判例の中で2005年以降のものは33件もあり、近年になって契約関連型事務管理の重要性は非契約関連型を明らかに上回っていると解することができる。

また、契約関連型事務管理について、明らかに契約の存続期間に行った管理行為と契約存続期間が明確でない時に行った管理行為に分類することができる。前者の場合は準混合契約になる可能性があり、後者の場合は事務管理か契約上の義務かを判断する必要性が出てくる。以下は、前者を「契約存続型」、後者を「契約周辺型」と呼ぶこととし両者を大別して論じておこう。

第二節　契約周辺型事務管理

1．事実と判決要旨の紹介

①A［広州市安廈房地産開発有限公司］とB［広州市力迅実業有限公司］は東山雅築社区（団地）建築会社。2002年６月28日、上訴人（原審被告）Y1［李偉君］と上訴人（原審被告）Y2［兪麗薇］とAは東山雅築社区のB1901号室につき不動産売買契約を締結した。契約には、YらはAが指定する管理会社と管理契約を締結する義務があるとされた。BとC［魏理仕東山雅築管理処］と締結した管理契約によって、Cは東山雅築社区の管理会社となった（管理費用は１平方メートルあたり3.30元）。2005年３月31日、管理契約が終了しBは管理業務を被上訴人（原審原告）X［広州嘉邦物業服務有限公司］に依頼した（但し、管理契約を締結していなかった）。2005年８月31日、AとXは管理契約を締結した（管理期間は2005年４月１日から2008年３月31までであり、管理費は１平方メートルあたり3.30元である。また、契約には、この期間中に業主委員会[61]が成立すれば、契約は自動的に終了し、新たな管理会社の依頼は業主委員会が決めると書かれた）。その後、2005年７月11日東山雅築業主委員会が成立した。2006年３月８日、業主委員会はXに対して契約の締結を求めたが、Xに拒否さ

れたので、実際東山雅築の管理会社はまだ変更されていなかった。Yらは2006年２月から管理費を支払っていなかった。そこで、XはYに対する管理費と違約金支払いを求めて訴訟を提起した。一審法院は、「合同法」91条（契約終了後の義務）を根拠条文として、①AX間の契約は終了したが、Yはまだ契約終了後の義務を負っており管理費用を支払わなければならない。②管理費用の額についてはAX間の契約を参照して１平方メートルあたり3.30元に算定することが適当である。③さらに違約金も認めた[62]。これに対して、Yは、契約終了後のXの管理行為が事務管理であることを理由として[63]、管理費用の再算定を求めて上訴した。二審法院は、一審の判決理由を述べた上で、Yの支払い遅滞は他の業主に対する権利侵害という理由を加え、Yの訴訟請求を棄却した[64]。

②上訴人（原審被告）Y1［饒広英］、上訴人Y2（原審被告）［何三珠］、被上訴人（原審原告）X［広州嘉邦物業服務有限公司］[65]。

③2006年３月２日、被上訴人（原審原告）X［広東友柏樓宇設備有限公司］がA［広州金輝洋房地産有限公司］（下記団地の建築会社）とエレベーター保守管理契約を締結し、2006年４月１日から2007年３月31日まで広州市黄沙大道輝洋苑二期（団地）にある15台のエレベーターの管理業務を依頼した。契約終了後の2007年４月と５月、Xはまだ管理業務を行っていたが、Aはその費用を支払わなかった。そこで、Xが受益者としての（団地を管理している）上訴人(原審被告)Y［広州市東勝物業管理有限公司］に対して2007年４月と５月のエレベーター保守管理費用28350元を請求する訴訟を提起した。一審法院は、民法通則93条を根拠条文として契約終了後Xの行為を事務管理として認定し、Xの主張を事務管理費用としてAX間の契約に定められていた費用の60％（17010元）を認容した。これに対して、Yが事務管理の費用は必要費用に限定されるべきで、本件の場合は材料費などを支払うことで十分である[66]と主張し、訴訟を提起した。二審法院は、事務管理費用を材料費などだけでは不十分で、管理に関わる手間も含まれると述べ、一審の判決を維持した[67]。

④被上訴人（原審原告）X［昆明承傑物業管理有限公司］は1996年成立した管理会社であり、2003年からA［元昆明市行政学校］（現上訴人（原審被告）Y［昆明市転業軍官軍転培訓中心］の所在地）の玄関前の衛生や緑化などを管理し始めた。同年Aは一年の管理費用2700元をXに支払った。2004年Aは消滅し、Aの元の場所でYは利用し始めたが、同年からYは管理費用を支払っていなかった。そこで、Xは３年間の管理費用8100元管理費用請求訴訟を提起した。一審法院はYを事実上の受益者と認定し、公平原則と誠実信用原則（信義則）を根拠として、Yの管理費用支払義務を認容した。これに対して、二審法院は（事務管理を否定して）明確に事実上の管理契約関係を認容し、一審を維持した[68]。

⑤2007年７月29日、娘Bを中国民航幹部管理学院に入学させるために、被上訴人（原審原告）X［張帆］は上訴人（原審被告）Y［陳栄］を通じて、入学費用（入学に関わるAが使う諸費用、Aの報酬も含む）６万元と学費15000元を上訴人(原審第三者)A［董斌輝］に支払った。なお、YはXを無権代理してAと間で、いったんBが入学すれば、６万元はいかなる理由があっても返却しないという旨の契約を結んだ。同年８月４日、Bは中国民航幹部管理学院に入学し、８月10日、入学手続を済ませた。その後の同月17日、Aが退学手続きをした。そこで、XはYに対して入学費用６万元の返還を請求する訴訟を提起した（このときAに対して連帯責任も追及する）。一審法院は、YとXと意思表示が一致していないため、委任契約が成立しなかったということを理由として、Yの行為を事務管理として認め、必要費用を除き、４万元までの返還を認めた（Aに連帯責任を負わせた）。二審は一審の判決をそのまま維持した[69]。

⑥2001年12月27日、被上訴人（原審原告）X［上海上実物業管理有限公司］は玉佛城業主委員会と管理契約を締結した（管理期間は2002年１月１日から2004年６月30日まで）。契約が終了後、2008年６月30日まで、Xも管理業務を行ったが、上訴人

（原審被告）Y［朱］はその費用を支払わなかった。そこで、XはYに対して管理費用請求訴訟を提起した。これに対して、Yは契約終了後Yが行った管理行為は事務管理として、必要費用だけを返還すべきであると主張した。一審法院は事実上の管理契約が成立していたということを理由として、Xの訴訟請求を全部認めた。二審も一審の判断をそのまま維持した[70]。

⑦上訴人（原審被告）X［徐］。被上訴人（原審原告）Y［上海上実物業管理有限公司］[71]。

⑧上訴人（原審被告）X［許］。被上訴人（原審原告）Y［上海上実物業管理有限公司］[72]。

⑨上訴人（原審被告）X［鄭］。被上訴人（原審原告）Y［上海上実物業管理有限公司］[73]。

⑩2002年８月５日午後、被告（上訴人）Y［中山市明城電業有限公司］と約束した通り、原告（上訴人）X［唐乎］はYの工場に面接に行った。午後１時30分頃から、XがYの指示の通り、機械を試運転していた。その後、午後4時頃、Aが横転するフォークリフトを支えようとしてXは負傷し病院に運ばれた。９月19日までの45日間入院しその治療費は18306.88元をかかった（Yが立替え払いをした）。それ以外、YはXに対して900元の生活費も支払った。その後、XはYに対して交通費、休業補償、障害者生活補助費、慰謝料などを請求し訴訟を提起した。一審法院は、民法通則109条を根拠条文として、XYの間に事務管理が成立したということを理由として、慰謝料請求を棄却し、その他の請求額の50％を認容した。それに対して、Xは工場内の人身安全の保護義務はYの法定義務であるということを理由として、全額賠償を求めた。二審は、それに応じて民法通則93条を用い、慰謝料以外の請求額の全額を認容した[74]。

２．案例の分析

（1）契約の終了と事務管理

（ａ）総説

まず、この類型に属する全ての案例は継続的契約であるという点を指摘しておきたい。その理由は、契約は継続性がなければ、一度履行が行われるとそれで終了したことは極めて明らかであり、その後契約関係がまだあるかどうかについて問題も生じないということにある。

次に問題となったのは、殆どの場合、契約と事務管理のどちらが成立するかということに集中しているということで、前段で少し論じた契約の余後効としての信義則上の義務はほぼ問題となっていないのである[75]。

（ｂ）類型の解説

（Ⅰ）不動産・動産管理契約の存続――マンションの管理（「団体法理」に即して）

案例①③④⑥[76]のいずれも不動産・動産管理契約終了後の場合で現れた。さらに、①⑥はマンションの管理契約に関する問題である。

案例の立場からみると、①⑥の結論は同じである。それは、マンションの場合、不動産管理契約が終了しても、新たな契約が成立していない以上、管理行為がいったん行われると、不動産管理会社と所有者の間に事実上の契約が自動的に結ばれる。その共通理由として、法院は主に（１）当事者間の対価の公平（２）元管理契約は強行法違反なしという二つの論点に立つからである。ここであえてこれを管理契約に関わる（業主委員会と管理会社の間）の「契約法理」と名付ける。但し、ここで注目すべきことは、案例①の二審は、さらにYの支払い遅滞は他の業主に対する権利侵害という理由を述べたことである。すなわち、Yと同じ立場に立っている者は他にも多数存在しており、XY間の法律関係だけを考えるだけではなく、これらの建物所有者間の公平も併せて考えなければならない。ここで敢えてこれをYなどの建物所有者同士間の「団体法理」と名付ける。なお、案例①⑥においてともに強調されたことは、管理費用の改訂または他の権利の行使についてYは業主委員会を通じて（他の所有者と協議して）しなければならない。この考え方も「団体法理」を反映しているといえよう。したがって、マンション管理紛争に関してこの二件の案例は、「契約法理」と「団体法理」の考え方がともに顕在化している。

確かに、一般的には建物所有者全員の意見をま

とめる業主委員会が存在しかつ良く機能している以上、Yが他の建物所有者と協議し業主委員会を通じて権利を行使するのは適当である。さもないと一方で、個人的訴訟行為が実質的に業主委員会を空洞化させるおそれがあるからである。たとえば、業主委員会と管理会社との間に契約を締結したが、それに反対したYが管理会社の管理行為を事務管理として主張し法院に支持されると、Yの行為は実質的に業主委員会の機能を空洞化していく。他方、案例⑥のように、業主委員会の不作為を放任するおそれがあるのだ。案例⑥では、業主委員会が実際他の管理会社と新たに契約を締結することができるのに、それを締結せずに管理業務を原告Xの管理会社に行わせていた。Xの管理行為を事務管理として認容すれば、業主委員会の不作為を助長する可能性が十分ありうる。したがって、このような案例の中で、建物所有者同士間の「団体法理」は第一段階でまず考えなければならないことである。それを考えたうえで、業主委員会と管理会社との管理契約に関する「契約法理」は第二段階でさらに考える必要がある。

但し、案例①は上記の二段構えの考え方に含まれないと思われる。なぜなら、案例①の場合では、管理会社Xには業主委員会の成立を妨害する行為があるのみならず、業主委員会の新たな契約の締結の要請についてずっと拒否したため、Xの管理行為には瑕疵があるといえよう。つまりここでXの瑕疵ある管理行為により第一段階の「団体法理」はしっかり機能していなかったのである。また案例①の判決のように、この場合もし「契約法理」だけに即して考えれば、管理会社Xの瑕疵のある行為を認容し安易に契約を成立させる可能性がある。したがって、むしろ個人としてのYの主張を認め、Xの瑕疵のある管理行為を直接事務管理として認容した方が、Xの瑕疵のある行為の防止策である。

（Ⅱ）不動産・動産管理契約の存続――その他の管理（「契約法理」に即して）

これに対して、案例③と④の事情は違う。案例③と④は、マンションの管理のような業主委員会が存在していない以上、個々の契約で対応すれば十分である。換言すれば、ここでは「契約法理」しか機能していないということである。但し、案例③で事務管理を承認し契約で定められた額の60％までを認容した判決の一方で、案例④の判決では管理契約の継続を認め、契約で定められた全額を認容したため、一見両判決間には大きな違いがあるように見える。以下あえて「契約法理」に即して整理してみることにする。

第一、「時」という要素。案例③と案例④と大きく違っている原因としては、おそらく時間の問題と関わっていると思われる。すなわち、③の場合、契約終了後管理会社が行った業務はただ二ヶ月間だけである。これに対して、④の場合、契約終了後管理会社はなお三年間の管理業務を行った。前者の場合、もし二ヶ月の短期間内で受益者としてのXが管理会社の管理行為に気付いてないなら、おそらくXにはまだ過失があるとは言えなく、YにもXは事実上管理契約を継続したいという信頼を生じさせない。したがって、契約終了後の短期間内で管理業務を行っていた場合は、事務管理として認容された可能性が高い。これに対して、後者の三年間の場合、管理会社Yは三年間欠かすことなくXの玄関の前で管理業務を行っていたので、三年間でXからの拒絶が全くなければ、YにXが事実上管理契約を継続したいという信頼を生じさせると言わなければならない。言い換えれば、契約終了後の長期間にわたって管理行為が行われていたとすると、前契約の継続として認容される可能性が大きい。

第二、「額」という要素。契約の費用をどのように算定すればよいかという問題に関して、案例に現れたのは以下の二点である。まず、もし契約が継続するならば、管理費用の調整が問題になる。これについて案例①でYは契約で定められた管理費用を強行法違反として主張したが、法院には却下された。すなわち、これまでの法院の立場によれば、管理費用が強行法違反のない限り有効としている。次に、もし契約が継続していないとすれば、つまり事務管理が成立する場合、必要費用を

どのように算定するかという問題が浮上してくる。案例③の立場によって、管理行為に関わる手間までも含まれていることからみれば、（少なくとも第二章で触れた非契約関連型事務管理と比べると）必要費用の算定は精算する形で行うのではなく、前契約の定められた額を参照して通算した。このような計算の仕方も事務管理における通常の必要費用の算定と大きく違っているが、実際には事務管理者のX管理会社にとってかなり有利的である。いずれにしても、機能的にみると事務管理による管理費用の調整は強行法違反による調整と似たような構造を持ち合わせている。

（Ⅲ）その他――契約の不成立による清算[77]

案例⑤の場合は、契約の不成立による清算の典型例である。この案例からみれば、契約の不成立の場合、事務管理による清算は認められているが、この判決について法院の論理は混乱しているところが多くて[78]、これ以外の案例が見られないため、僅かにこの判例からのみ中国法院の立場を代表するとまでは言えない[79]。

（2）契約の締結と事務管理

以上で述べたように、理論的に契約締結と事務管理との関係はかなり複雑になる可能性があるが、実際の案例を一覧すると、契約締結と事務管理に関しては2003年の案例⑫しか見られていない。日本法においてこの事例は安全配慮義務違反の典型例である。中国では、安全配慮義務を規定した2003年12月最高人民法院「人身賠償司法解釈」６条が出る前には、学説上はそれを認めていたが[80]、裁判では必ずしも統一されてはいなかった。「人身賠償司法解釈」が出た後、安全配慮義務を事務管理として構成するこの類型はなくなった。

第三節　契約存続型事務管理

１．総説：契約存続型事務管理のさらなる類型化

先述したように、もし契約関係に立っている当事者者間に事務管理が成立したとすれば、論理的に混合契約のようなの状況が生じる可能性があるが、実際の案例は単に立替え払いの返還事例が殆どであり、準混合契約の例は必ずしも多くない。なお、本類型の事務管理について、管理行為が法律行為に属する場合が殆どであり、事実行為はほぼ見受けられない。また、法律行為に属する場合でも、契約の相手方の義務の履行（第三者の弁済）が事例の大部分を占めている。

したがって、以下の案例分析は契約の相手方の義務に即して分類することにする。具体的には、契約の相手方の義務の名宛人により、義務の名宛人が事務管理者の場合と義務の名宛人が事務管理者以外の者の場合という二つの類型に大別することができる。さらにもう一つ、事務処理の当時、その事務が当事者の義務か自分の義務かということが明らかではなく、その後になって自分が事務管理をしたことに気づき費用返還を請求する場合がある。以下はこの三類型に即して、それぞれの機能を紹介していくことにする。

２．契約相手方の義務の名宛人＝事務管理者（事務管理と債務不履行）

（1）事実と判決要旨の紹介

①2006年３月14日、被上訴人（原審原告、反訴被告）X［王貴友］と上訴人（原審被告、反訴原告）Y［昭通天乙養殖有限公司］と種兎について売買契約を結んだ。この契約によると、Yは良質な種兎240匹（雄80匹、雌160匹）を33000元という価格でXに販売し、YはXが飼養した兎を毎年80匹～200匹の兎を一キロあたり12元という価格で購入する義務を負う。なお、Yは無料でXに対して養殖技術などの支援をする義務を負う。契約の期間は2011年３月13日までの五年間である。2006年５月23日、Yが契約によって種兎240匹をXに渡し、Xも33000元をYに支払った（その際、Yは検疫証明書を交付しなかった）。その後、種兎が病気になったとXはYに報告した。Yが種兎の治療に行って直せなかったため、Yは種兎雄43匹と雌142匹を持ち帰って、後日治癒させてから良質な種兎をXに渡すと承諾した（Xに対して養殖農場の消毒も求めた）。2007年５月20日、Yが種兎をXに渡そうとしたが、Xは検疫証明書がないため受領を拒否した。

そこで、Xは契約解除と損害賠償を求め訴訟を提起した。これに対して、Yは種兎の治療は事務管理であることとして費用返還を請求した。一審と二審の法院はともに検疫証明書の交付と種兎の治療はYの契約義務であるということを理由としてXの訴訟請求をほぼ全部支持した[81]。

②2007年12月18日、上訴人（原審原告）X［許三忠］と被上訴人（原審被告）Y［欧陽生］はYが所有する中古車をXに18000元で売却するという旨の中古車売買契約を結んだ。この契約によると、契約締結の時XはYに対して10000元を支払い、残りの8000元は2008年１月５日登録変更手続きの時、XがYに支払うこととした。なお、譲渡前の全ての費用（罰金や反則金なども含め）はYが負担し、その後の費用はXが負担するということと違約金10000元も定められた。当日Yは、車をXに引き渡した。（2008年１月５日は土曜日のため）2008年１月７日、XとYは車の登録変更手続きを行い、XがYに残りの8000元を支払った。2008年１月10日、Yが2007年10月１日から2007日12月31までの738元の養路費（遅滞金138元も含め）（道路保養費用）が納付遅滞になっているということを理由として、A［安吉県公路稽征所］はYに対して300元の罰金を徴収した。XはYの名義で「交通違法行為通知書」で署名して、Yの行為を交通違法行為として認容した。同時に、738元の養路費と罰金300元を納付した。その後、XがYに対してこれらの費用返還を請求しYに拒否されたため、Xが1038元の費用返還を請求する訴訟を提起した。これに対して、Yは①自分が2007年12月18日までの養路費634元しか納付遅滞していなかった②「交通違法行為通知書」でYの名義の署名はXの無権代理であると述べて反論した。一審は①Xの養路費の立替え払い行為を事務管理として認容したうえ、2007年12月18日までの養路費634元をYがXに対して返還義務があると認容し②「交通違法行為通知書」でYの名義の署名はXの無権代理であるため、Xの罰金返還の訴訟請求を却下した。これに対して、二審は一審の①を維持し、②に関してYには罰金納付義務があるということを理由として、Xの罰金返還請求を認容した[82]。

（2）案例の分析

（ａ）納付義務の有無――遅延債務と罰金と相違

まず、これらの費用についてYに納付義務がないとすれば、XはYに対して債務不履行責任で損害賠償を請求することができなくなる。これに対して、論理上では事務管理が成立する場合、Yに納付義務がないとしても、XはYに対する費用返還請求を認める余地はまだある。したがって問題となるのは、このような費用の納付について事務管理の成立を認めるかどうかということである。

ここで、遅延債務と行政罰金という二つの費用を分けて考える方向性が案例から見てとれる。まず、遅延債務については、案例②の一審と二審の判決からも分かるとおり事務管理の成立が認められた。たとえ実際この債務をYが負わないとしても、Xは事務管理によりYに請求でき、YとAの間に残されたのは不当利得の問題だけである。要するに、ここで債務があると思って弁済したXは「他人のため」という要件に満たしている。

これに対して、罰金については法院の立場はかなり揺れ動いていた。ここの案例②と参考案例③はともに罰金納付の案例であり、②と③の一審はともに罰金納付について事務管理の成立を認めなかったが、②の二審は認めた。すなわち、③の一審の論理によれば、Yにはかかる権利を行使することができなかったため、罰金納付命令書の効力は明らかに生じなかった。すなわち、このような債務が明らかに存在しないため、Xはそもそも「他人のため」という要件に満たしていなかったのである。これに対して、②の二審は民事訴訟で罰金の納付義務という公法上の争いを解決した上で、遡及的にYに義務を負わせ、Xも遡及的に「他人のため」という要件を満たしたと判示した。このように、たとえ②の二審のように民事訴訟で公法上の争いを解決することは中国法の特色であるとしても[83]、Xに遡及的に事務管理が成立したという点には疑問がある。つまり、この場合仮に事務管理が成立したとすれば、罰金は事務管理の費用

となり、そうするとYにはそもそも罰金納付義務がない時でもYはXに費用返還を支払わなければならないことになる。

これに対して、もし不当利得で処理すれば、Yにはそもそも罰金納付義務がない時、利得はないため、Xに対して利得返還義務も負う必要はなく、残りはXと第三者Aの不当利得だけである。これにより、一方で私法制度によってYの公法上の権利を保障することができ、他方管理行為にあたり過失があったXに対しても適当でないわけではない。したがって、公私協働の視角からみても、罰金のような債務について不当利得あるいは直接債務不履行により処理するのがより妥当であると考えられる。

（b）事務管理構成と債務不履行責任構成の相違

以上の状況に対して、Yの納付義務が明らかである場合、XはYに対して債務不履行責任で損害賠償を請求することができるが、実際Xにとって一番得たいのは契約利益であるし、訴訟を提起し損害賠償を請求する際には費用もかかるので、案例②のようにYの契約義務をXが代わりに履行するという事案が出てきた。

なお、全ての状況でXには何の義務もないわけでもない。つまり、ここでなお可能な問題としては、Xにとって損害軽減義務を負う場合もあるということである。たとえば、以下の事例を考えてみよう。「八百屋の経営者YとXはリンゴの売買契約を結び、契約により持参債務と定めている。引渡し日当日、Yがリンゴを Xのところに送付できなかったが、Xはその日Yが送付できないことを承知していて取りに行く余裕もあったが、送付はYの契約義務であると思って結局取りに行くことはせず、その日の夜リンゴは全て腐り、さらにXが元々得られるはずの転売利益もなくなった。」こうした事例では、Xにも過失があると認める可能性が十分あると考える。このように、仮にXがYの債務不履行を理由として提訴しても、過失相殺によって最後Xが得られる賠償は取立てに相当する費用だけであり、事務管理により請求できる費用とは実際等価である[84]。

また、ここでさらに問題となり得るのは人身事故のような特別損害の問題である。つまり、Xはリンゴを取りに行く途中に交通事故で負傷した場合、Yに対して治療費を請求できるかどうかという問題である。債務不履行責任によると、日本民法でも中国合同法でも必ずYに予見可能性がないため、治療費の請求は認められない。これに対して、事務管理によれば、日本では「有益費用」と管理者の損害をめぐって多くの議論の対立があるにもかかわらず、おそらくこのような損害を「有益費用」として認めないのが共通認識であろう[85]。但し、中国では民法通則93条を解釈した民通意見132条によると、管理者が実際に被った損失も「必要費用」に含まれているが、「実際被った損失」には制限があるかどうかという点についてかかる案例は見られないため、法院の立場は明晰に示されていない。

3．契約相手方の義務の名宛人＝事務管理者以外の人（契約のための立替え払い）

（1）事実と判決要旨の紹介

①2004年12月22日、上訴人（原審原告、反訴被告）X［重慶精本貿易有限公司］と被上訴人（原審被告、反訴原告）Y1［佛山市南海長城日用化工廠］と被上訴人（原審被告、反訴原告）Y2［長城精細日用化学品（国際）有限公司］は取次販売契約を結び、XがYらの重慶市での代理商としてYらの商品を販売し始めた。契約によると、商品の販売促進時にかかる費用については、Xが先に立替え払いをして、後でYがXに支払う（但し、販売促進員の給料については定められていなかった）となっていた。その後XがYらの契約義務違反を理由として、契約の解除と損害賠償（販売促進員の給料も含め）のほか立替え払い費用の返還をYらに請求して訴訟を提起した。一審と二審の法院はともにXの訴訟請求を殆ど認めたが、特に販売促進員の給料について、法院は、契約義務のないXの立替え払い行為は事務管理であると認定し、必要費用の返還を根拠としてXのかかる請求を認めた[86]。

②2003年８月22日、被上訴人（原審原告）X［佛

山市南海藝華不銹鋼鋁業有限公司］は上訴人（原審被告）Y［季麗萍］が経営している暁凡商行と取次販売契約を結び、Yの暁凡商行がXの金華市での代理商としてYらの商品を販売し始めた。契約には、商品広告についてはXYがともに認める必要があり、費用についてXが70%を負担し、Yが30%を負担すると定められた。但し、契約書以外に、YはXに市場開発にあたり、利益を得られなくても競争相手を潰すのは最も重要であると明記した手紙を送った。その後、Xは契約書の文言に反して、Yの許可を取得せずに広告費用を投入した。2004年12月２日まで、YはXに対して817308.83元の商品代金をまだ支払っていなかったため、Xは訴訟を提起した。これに対して、Yは自分がXのために立替え払いをした広告費用を817308.83元から控除すべきであると主張したが、Xは、広告は自分の許可を得ることなしに契約義務に反してなされたため、自らの返還義務を認めなかった。一審、再審ともにほぼXの請求を支持した。特に広告費用については、一審と再審もXの主張を認め、Yの費用返還義務を認容しなかった。これに対して、二審は他の請求についてほぼ一審と一致しているが、広告費用だけについてXの行為は契約書の文言に反したが、契約の目的と上記手紙に照らして、事務管理は成立したと判示した（負担比率は契約を参照し7：3と認めた）[87]。

③2007年７月20日、レアアースの採掘権を有する原告X1［徐亮初］と原告X2［温燕洲］はレアアースの採掘権は被告Y1［曾季忠］被告Y2［曾玉貴］と請負契約を締結し、XらはYらに対して、レアアース１ｔ当たり23000元を支払うと定めた。その後XらはYに生産費840000元を貸した。2008年６月17日、Yらが仕事の手を抜き材料を誤魔化したため、21ｔのレアアースが流失した事故が起った。その後、政府のレアアース採掘政策が厳しくなり、採掘許可費の政策を打ち出した。そこで、Xらは72000元の採掘許可費を支払った。2009年２月９日、政府がレアアースの採掘を禁止すると、XらはYらに対して生産費と立替え払い採掘許可費の返還及び損害賠償を請求し、訴訟を提起した。法院はXらの訴訟請求をほぼ全部認めたが、その中の採掘許可費の返還について、XらはYらのための事務管理であるということを理由として、事務管理必要費用返還としての採掘許可費の返還請求を認めた[88]。

④2005年11月１日、被上訴人（原審被告）Y［信泰光電科技（上海）有限公司］と原審第三者A［中達建設集団股份有限公司］はYの工場工事について契約を締結し、上訴人（原審原告）X［上海十力建築工程有限公司］が保証人となった。また、契約には、工事中XはYに協力する義務を負うと定められた。その後、工事にあたる許可証などが揃っていなかったため、工事中嘉定区質監站の工事安全検査があった。Xは工事に影響を与えないために（検査を通らないと工事を進行できない）、検査費46000元を納めた。そこでXはYに対して費用返還を請求し訴訟を提起した。一審と二審法院はともに検査費納付義務はYにあると認定した上で、Xの行為は契約義務以外の事務管理であるということを理由として、Xの訴訟請求を認容した[89]。

（2）案例の分析

（ａ）本類型の意義

上記契約相手方の義務の名宛人＝事務管理者の類型と違って、本類型の案例において契約相手方の義務の名宛人は全て事務管理者以外の者である。したがって、契約の相手方がその義務を履行しなくても、事務管理者は直接債務不履行を理由として損害賠償を請求することはできない。すなわち、ここで事務管理と債務不履行の競合はないのである。

但し、これらの両類型間の共通点はないわけではない。簡単に敷衍すると、契約相手方の義務の名宛人＝事務管理者の類型における事務管理は、事務管理者の消極的利益減損の回避であるが、本類型の事務管理は事務者の積極的利益減損の回避である。前者の場合、もし事務管理をしなければ、自分に消極的利益減損が生じる。たとえば、養路費などを支払わない場合、Xには車の運転を禁止されるおそれがあり、事務管理者には消極的利益減損が生じるといえる。これに対して、後者の場

合、もし事務管理をしなければ、事務管理者には直接何の消極的不利益も生じないが、事務管理の本人がその義務の履行を遅延すると、最終的には事務管理者に不利益を与える。すなわち、ここで事務管理者は単に本人または自己の利益のために事務管理をしたわけではなく、基本的に契約をよりスムースに進めようとしたいのである。

（b）さらなる類型化

（Ⅰ）（市場型）継続的契約

案例①②③のいずれも継続的契約の典型例であり、もっと精密に言うと、市場型継続的契約である[90]。この類型について、まず問題となるのは契約の解釈（契約内容の確定）である。すなわち、他の類型と違って、ここでの事務処理行為が事務処理者の契約義務であるかどうかについては常に訴訟の争点になる。

さらに分類してみると、案例①②③のように、訴訟で現れた事務処理は全て立替え払いである。したがって、立替え払い自体が事務処理者の契約義務であるか、若しくはかかる債務の弁済がそもそも事務処理者の義務であるかについて常に争いがある。これらの問題は全て具体的な契約の解釈によるので一般的には処理することはできない。ここでは案例①②③と関連してこれらの問題を処理する際に、契約解釈にあたり特に注意すべきことについて、以下の三点だけを指摘しておきたい。

第一、商業慣習の位置づけ。案例の判決では明言していないが、上記のような継続的契約を解釈する際に、商業慣習における参考価値は特に大きいものがある。なぜなら、この類型において契約の双方はともに商人または事業者の場合に多いからである。その背景として、契約に定められていないときでも、商業慣習により事務処理を契約義務として認めることが少なくないと予想できる（換言すれば、契約の相手方と比べ、事務処理者にとって情報などの調達を含めて、全体的に事務処理のコストはより安い）[91]。こうした場合においてそもそも事務管理が成立する余地はない。

第二、契約書の文言。案例②のように、契約文言に明らかに反してなされた管理行為は事務管理にあたるかどうかが問題となる。ここで二審法院は、契約の目的に適合する事務処理行為は契約書の文言に反しても事務管理になると判示した。しかし、契約書の明文がある以上、契約の目的については厳しく解釈した方がより適当である。すなわち、ここで広告について特に契約書で詳しく定めたのは、おそらく当事者がその効用の検証不可能性をすでに予想し、紛争回避のため、事務管理のような処理までを意識的に排除したからである。したがって、契約の文言を考えるとき、事務管理の排除可能性についても特に配慮する必要があると思われる（ここで全ての解釈が文言によるべきであると筆者は主張しているわけでなはなく、ただ本案例のように、広告の効用について極めて検証可能性が低い場合、当事者の事前の特約があれば事務管理の適用も排除すべきである）。

第三、契約の目的。具体的な契約により契約の目的がそれぞれ違っているが、この類型において全ての案例の共通点は「継続性」にある。すなわち、契約存続期間において、事務管理にあたる管理行為は常に契約を継続させる（少なくともそれとは反しない）。そうしなければ、管理行為は契約の目的に反するということになり、事務管理が成立する余地はないと考えられる。

（Ⅱ）保証契約

案例④は保証契約の典型である。ここでもしYが遅延して最終的に債務不履行を負うと、Yの保証人としてのXは保証責任を負うことになる。このリスクを避けるために、XはYのために事務管理をした。ここでさらに保証を細分化すると、以下のように連帯保証と一般保証の場合とに分けて考えることができる。

すなわち、連帯保証の場合、もしYが債務不履行責任を負うことになれば、XもYと同様の地位に立つことになる。一般保証の場合、XはただYが無資力の時だけ保証責任を負う。したがって、後者の場合と比べ、明らかに連帯保証人としてのXは事務管理をする可能性が高い。ただ、Yが無資力または無資力とみられる時、もし無資力のYが債務不履行責任を負うとすれば、どちらにせよ一般

保証人としてのXは保証責任を負うことになるので、むしろ事前にYを救済した方がXにとって有利である。したがって、この場合Xは事務管理をする可能性が十分にある。

いずれにしても、Yはまだ債務不履行となっていないため、保証人としてのXには債務の弁済義務をまだ負っていないが、ここでXは事務管理を通じて事前的にYを救済し最終的に自分の利益の保護を達成するのである。

4．治療費の返還請求[92]——契約、不法行為と事務管理の関係再論

(1) 案例の分析

本類型において、事務処理の当時、ほぼ損害賠償は事務処理者の責任か他人の責任かはっきりされていないのである。したがって、ここでいずれの案例においても事務処理者にとっては一つのリスクが存在する。それは、自分が責任を負うかどうかまだわからないため、被害者を早めに救助しないと、後になって自分が責任者と確定される場合、遅延救助にあたる拡大損害について自分も責任を負わなければならないというものである。もちろん、これに対して、もし後になって自分が責任者ではないとわかると、責任者の資力不足のため、立替え払い費用を返してもらえない可能性も十分あるので、合理性がある事務処理者はこの二つの状況の発生確率を考えた上で決定すべきである。

しかし、事務処理者があらゆる情報を有するのはそもそもあり得ないだけではなく、逆に事務処理者自分の負う責任について比較的に確定できる可能性をもっている。すなわち、これらの案例の場合、安全配慮義務は常に（少なくとも部分的に）認められる可能性が高いため、被害者を救助しないと、後になって拡大損害の賠償責任をさらに負わされる可能性も高い。こうして、（もちろんこの中には温情的行為が全く存在しないとも言えないが）情報の不完全やコストの面だけから見れば、治療費の求償は全てこのような同じ類型の事例に集中していることも不思議ではないと考えられる。

(2) 事務管理と契約、不法行為の関係再論

これらの案例においての賠償責任の根拠は、日本民法で言えば安全配慮義務違反であり、契約法に属する。これに対して、中国は不法行為の構成をとっている。したがって、ここで挙げたいくつの案例は、日本民法からみれば事務管理と契約の関係になり、中国法からみれば事務管理と不法行為の関係になる。

しかし、仮に中国法のような構造をとるとしても、契約関連型事務管理において不法行為との関連問題はここだけの僅少な事例である。これに対して、先述したように、不法行為と事務管理との関係は非契約関連型事務管理において多くのケースで論じられた（「相隣関係」、「第三者の弁済」など）。なぜなら、契約関連型事務管理は先行契約の義務と深く関わっており、殆どの事務は明らかに本人の契約上の義務である（少なくともすでに成立した契約の内容を照らしてみれば、事務の処理は本人の利益に反しない）。仮に先述の罰金のような事例があるとしても、それを不当利得により処理することは本人に何の不利益ももたらさない。要するに、すでにあった契約の解釈を通じて、契約関連型の案例は通常事務管理の「他人のため」という要件に満たすことができるのである。

5．まとめ

以上の三類型を帰結すると、以下のように、契約存続型事務管理に関する中国の案例では二つの特質がみられる。

第一、事務管理の成立と契約の解釈と緊密な関係に立っている。たとえば、２の類型において、事務管理と当事者間の契約義務は実際重なっている。３の類型において、契約の内容についてさらに継続的契約の特性に即して契約を解釈する必要がある。なお、日本民法からみれば、４の類型も契約周辺の事例であり、安全配慮義務も本来契約の解釈により契約の内容に入れるべきものである。

第二、事務管理の成立は契約におけるコストと関わっている。いずれの類型においても、仮に事務管理をしないとしても、他の方法で事務処理者

は自分の利益を確保することができるにもかかわらず、契約をよりスムーズに進めるために契約義務のない人が事務管理をした。その要因は、それぞれがただ契約義務の履行をしても必ずしも得られる利益が最大化するとは限らないため、事務管理による処理がコストを節約することができるということにある。

おわりに

これからは、本論文の論説をまとめて結論を示すことにする。第二章と第三章でそれぞれの類型についてまとめたものを記しておいたので、以下は両類型の共通点と要注意点だけについて述べておく。

1．要件論の実態

(1) 適用条文、法律要件と効果

中国民法における事務管理制度について、基本的にソ連民法典から影響を受けた民法通則109条は大陸法系の影響を受けた民法通則93条との二つの条文に基づいている。

そのうち109条は「見義勇為＝人命救助」という類型の事務管理の特別法となっていて、受益者の補償という点で注目されている。もう一つ、93条は事務管理の一般規定である。この条文に関する案例の考察からみると、事務管理の成立要件としての「他人のため」は主観的な捉え方はほぼ見られず、代わりに社会的有用性が実質の判断基準となっている。なお、案例で現れたのは殆ど一時的管理であるので、費用求償が主な問題となっていて、その他の継続管理義務や通知義務などは少なくとも案例の争点になっていなかった。

(2) 隣接制度との関係

契約を除き、中国において事務管理と隣接制度との関係は殆ど案例に現れていない。たとえば、事務管理と代理権の関係は日本民法で論争を積み重ねているところであるが、中国ではかかる案例は見られなかった。その他事務管理と委任の関係も古くからあった争点であるが、事務管理が委任の条文を準用する案例についても全く見当たらなかった。

なお、事務管理と不法行為の関係についていくつかの案例が現れたが、いずれの法院も事務管理と不法行為とは共存できないと解した。すなわち、これまでの中国法院の立場によれば、93条の事務管理は違法管理を含めておらず、事務管理が成立すると違法性阻却になるのである。

また、日本法で大きな争点となった準事務管理については、中国不当利得制度において利得と損害の差額没収制度がある以上、一般的には認められない。その他、特別法の場合においても、中国では懲罰的機能を持っている不法行為法による構成がより望ましいので、準事務管理を事務管理において論じる必要性がそもそも低いのである。

2．各類型の機能

以上の案例分析からみると、現実における事務管理は単なる「人類扶助」にとどまらず、実際は多様な場面で民法の不法行為と契約制度ないし公法上の政策実現の補足として機能している。これらの機能を実現する際に、事務管理は必ずしも統一的な法律構成をとるわけではなく、むしろそれぞれの必要性に応じて柔軟に対応している。以下は三つの機能を分けて簡単に帰結しておく。

(1) 不法行為補足機能の現状とその変容

これまで中国公的機関の機能が不完備のため、「見義勇為」の類型は中国事務管理で最も案例が多い領域である。この二十数以来、民法通則109条に関して多くの事例が現れ、受益者による補償を通じて公的救済の不完備を補うことができた。今日において「見義勇為」者に対して国や社会は公的救済をますます提供するようになったが、危険状態に陥ることについて受益者に過失がある場合、109条はまだ不法行為を補足する機能を持っていると見られる。

一方、「見義勇為」以外、「安全配慮義務」の規定がなかった過去において、案例で109条はそれ

を補う規定として機能したこともあったが、今日になって不法行為法におけるかかる規定の整備により、この機能も失うようになった。

(2) 契約補足機能の現状とその変容

近年事務管理の案例の大多数は契約周辺の事例である。契約終了後においても契約存続期間においても、事務管理の成否と契約とは深く関わっている。いずれにしても、契約の不完備を補う事務管理の役割が前面に現れる。

一方、契約終了後の場合、契約と事務管理とどちらが成立するかという問題は案例で常に争点となっている。他方、契約存続期間における諸案例から見ると、事務管理と契約の解釈との関係が特に問題となり、事務管理制度の運用を通じて、契約上の義務を超えて契約をよりスムーズに進める動向は特にB2B契約において多く見られた。

なお、契約の補足において特に注意すべきことは、中国農村・都市の二元構造がもたらした案例の差異性である。すなわち、契約不備の農村地域において、事務管理は多種多様な補充的機能を持っている。たとえば、金融市場の不完備を補うために、事務管理の処理をもって農村地域金融の安全と活性化の確保を達成している。またそれ以外にも、相隣関係の処理について、都市地域のマンション管理や団地管理の管理規約に比べると、農村では事務管理が極めて機能している。

(3) 民法財産法以外の政策実現およびその限界

その他、事務管理も民法財産法以外の多様な面で現れていて、具体的な政策の公私協働において大きな役割を演じている。これについて「見義勇為」はすでに先述の通りであるが、以下は二つの例だけを挙げて説明しておこう。

まず、扶養関係について着目すると、扶養義務者に対する扶養料の請求は、各国問わずにある事務管理の機能的類型であるが、近年社会の激しい変動（離婚率の増加など）により、かかる事例は増える傾向に進んでいる（また、こうした一般扶養に対して、中国の農村地域では「五保戸」という特別扶養制度があるが、経済の発展により社会保険の健全化と契約観念の普及に伴い、この特殊な類型も消え行くことになろう）。したがって、ここで（不当利得など制度よりも）事務管理の規定を積極的に適用することを通じて、扶養義務の履行を確保する政策的発想が極めて重要であると思われる。

次に、遺失物についてみてみると、特別法が存在しない中国案例は全て農村地域の家畜遺失であり、しかも近時の案例では見られない。経済発展に伴い、養畜の専業化と農村地域人口の減少により、この類型も全面的に消えていくと予想できる。しかし、この減少は比較法的に極めて独特であろう。すなわち、伝統的事務管理制度のみによれば、遺失物の経済的効用は決して最大化しえないために、世界各国は報酬請求や取得時効など特別法を置いている。この領域の政策実現において、やはり伝統的事務管理制度だけによるのは無理があり、むしろ中国でも特別法の設立を再考する必要があると考えられる。

最後に、比較法からみれば、公的機関の義務履行および保険と事務管理との関連裁判例はよく見られるが、中国ではまだ殆ど現れていない。今後、公的機能の完備化と保険の発達化により、これらの類型が続々と現れると考えられる。

以上のように、中国事務管理法における機能的類型論の展開を紹介した。最後に、中国事務管理の原点としての民法通則に戻ってもう少しだけ言及しておきたい。すなわち、事務管理のみならず、これまで中国民法の他の制度に関する研究も民法通則制定の歴史やその後の案例の展開を無視して行ったものが多く見られる。しかし、今振り返って民法通則の制定史や当時の起草者の著作から考察すると、民法通則の簡素化と原則化は意識的になされたものであり、決して単に立法能力や学説の積み重ねの不足ではなく、簡素化の立法を後の案例の展開と学説の帰結に委ねたわけである。したがって、これらの簡素化の条文（とりわけ事務管理、不当利得のような僅少な条文しかもってい

ない制度）にとって、その後各国の学説の導入は確かに学説の積み重ねには大きな利点をもたらしたが、裁判の基準を案例から析出するわけではないという手法は、立法者の原意にも大きく反することになった。こうしてみると、現行の侵権責任法は比較法の野心作ともいわれるが[93]、以前の民法通則の起草者たちの原意に沿って、またそれまでの案例について十分な検証を含めどの程度対応し立法を行ったのかについて、多くの問題を積み残してしまっていると危惧する。これまで中国は、合同法（契約法）、物権法、侵権責任法（不法行為法）の立法を終えて、今後、債権総論、民法総則の立法の方へと進んでいくが、筆者としてはこの論文をもって方法論的にも立法者の注意を少しでも喚起したいと思いながら、筆を擱きたい。（了）

---

1 このような思想はドイツのコーラーが最初に打ち出したが、近時日本の民法学界にも中国の民法学界にも公認されている。星野英一「愛と法律――民法を中心として」『民法論集（第７巻）』（有斐閣、1989年）197頁以下参照。

2 この点の総論的展開としては、例えば、加藤雅信『損害賠償から社会保障へ』（三省堂、1989年）参照。

3 この点に関しては、吉田邦彦「居住福祉法学から見た『弱者包有的災害復興』のあり方――補償問題を中心に」法律時報81巻9～10号（2009年）。

4 リスク選好の変動に関する論述はスティーブン・シャベル『事故法的経済分析』翟継光訳（北京大学出版社、2006年）参照。

5 以下の内容に関して、何勤華ほか『新中国民法典草案総覧』（法律出版社、2003年）および張玉敏ほか『新中国民法典起草五十年回顧與展望』（法律出版社、2010年）に多く負う。

6 1986年「民法通則」では、93条「法定または約束の義務がなく、他人の利益が失われることを避けるために管理または役務をした者は、受益者に対しそれによって生じた必要費用を請求することができる」が置かれていた。これに対して、もともと「損害責任」の編にあった規定は「民事責任」の109条「国家、集団の財産または他人の財産、人身が侵害されることを防止し、阻止することにより自らの損害を被った場合は、加害者が賠償責任を負い、受益者も適当に補償することができる」となったのである。

「民法通則」の翌年、最高人民法院の「民通意見」が施行された。「民通意見」132条は、「民法通則」93条に対応した規定「民法通則93条で規定された管理者またはサービスの提供者は受益者に対して請求できる必要費用は、管理またはサービス活動において直接に支出した費用および実際被った損失を含む」であり、「民通意見」142条は「民法通則」109条に対応した規定「国家、集団の財産または他人の財産、人身が侵害されることを防止し、阻止することにより自らの損害を被った場合は、もし加害者の資力はないまたは加害者はいない場合は、受益者の受益および経済状況に鑑みて人民法院は受益者に適当に補償させることができる」である。

その他、2004年「最高人民法院関於審理人身損害賠償案件適用法律若干問題的解釈」（以下「人身損害賠償解釈」という）は施行され、その15条は「国家、集団の財産または他人の合法的利益を保護するために自らの損害を被った場合は、もし加害者はいないまたは加害者の賠償資力はないとき、賠償権利者は受益者の受益範囲内において補償を請求した場合、人民法院はその訴訟請求を支持すべきである」と定めた。

7 したがって、事務管理の規定につて2002年第四次民法典起草で提出された「民法（草案）」はほぼ民法通則の規定をそのまま承継したため、実質的にはそれ以前と殆ど変わっていない。

8 徐国棟「社会主義·後社会主義·欧亜団結――第８届『中東欧国家與義大利羅馬法学者研討会』及歴次同名会議綜述」、http://www.romanlaw.cn/sub2-8.htm。

9 このような規定はソ連だけではなく、東ドイツなどの他の社会主義国家の民法にも置かれていた。

[10] もちろん、社会主義的立法は唯一の影響源ではなく、この条文についてその後の適用を見ると、中国伝統の「見義勇為」の思想も立法の段階でも配慮されたのではないかと推測できる。

[11] 不当利得の条文は「民法通則」の92条と「民通意見」の131条に置かれている。条文は以下の通りである。「民法通則」92条：「法律上の根拠なく不当な利益を取得し他人に損失を及ぼしたものは、損失を受けた人に対しその不当な利益を返還しなければならない」。「民通意見」131条：「返還すべき不当な利益は原物および原物から生じた利息を含む。不当利得により取得した他の利益につき、労務および管理費用を控除し、残された部分は没収されるべきである」。

[12] 台湾法の事務管理に関する研究のドイツ法一辺倒の状況とそれに対する批判について、蘇永欽「無因管理中本人的承認」『私法自治中的経済理性』（中国人民大学出版社、2001年）参照。

[13] 曾堅「論無因管理之債的価値及其応用」中外法学1999年２号はその始まりであろう。

[14] たとえば、準事務管理に関する「継受」の議論はその好例である。中国法では、不当利得に関する「民通意見」131条に超過部分について「不当利得により取得した他の利益につき、労務および管理費用を控除し、残された部分は没収されるべきである」と定めているので、特別法がない限り、利得は損害を超えた時に超過部分は没収されるので不当利得により処理することでもう十分なのである。これに対して、日本で準事務管理の概念を支持する学説は、その差額を不当利得により処理するのは無理があるという立場に立脚しているので、これにより準事務管理概念の必要性も見出されるが、中国不当利得法では法文上明文にその差額を没収すると定めたため、一般法のレベルで最初から準事務管理を認める問題は生じない。知的財産法などの特別法の場合のみ、はじめて準事務管理構成の援用可能性が問題になる。したがって、これまで準事務管理について多くの議論は中国法の条文状況をまったく無視したと言わざるをえない。

[15] 谷口知平＝甲斐道太郎編集『新版注釈民法18』（有斐閣、1991年）148頁以下（高木執筆）、四宮和夫『事務管理・不当利得・不法行為（上巻）』（青林書院新社、1981年）７頁以下、佐藤正滋「事務管理法の比較的研究――ドウスン『事務管理』の紹介を通じて」法律時報34巻２号（1962年）25頁以下など参照。See, John P. Dawson, Negotiorum Gestio：The Altruistic Intermeddler（pts. 1&2), 74 Harv. L. Rev. 817, 1073(1961) .

[16] 前掲注45参照。下級審が続々反対判決を出した「高淳ホームレス事件」に関する原因の詳しい分析について、李友根「指導性案例為何没有拘束力――以無名氏因交通肇事致死案件中的原告資格為研究対象」法制與社会発展2010年４号参照。なお、「指導性案例」の適用に関する実際の状況として、高級法院（省レベルの法院）は「最高人民法院公報」を参照しているが、基層法院（区レベルの法院）は「最高法院公報」をまったく参照しなく、むしろ本省の高級法院が編纂する「参閲案例」をしっかり参照しているという現状も近年学者の聞き取り調査より明らかにされた。張琪「試論指導性案例的指導性」法制與社会発展2007年６号注１参照。

[17] 以下分析する裁判例は全て『北大法意』と『南京大学中国法律案例研究センターデータベース』を通じて収集した。

[18] 以上で触れたように、中国では判例制度が存在しておらず、裁判例に相当する「案例」しか存在していない。以下便宜上本稿の記述において、全て中国の専有名詞を使用し、裁判所を「法院」と、裁判例を「案例」と呼ぶことにする。なお、中国では「審判」と「裁判」とはほぼ区別なしに使われている。

[19] 河南省西峡県人民法院民事判決書（1998）西丹民初字第163号。

[20] 河北省石家荘市中級人民法院民事判決書（1999）石法民一終字第936号。

[21] 河南省宜陽県人民法院民事判決書（2000）宜民

初字第180号。

22 浙江省紹興市中級人民法院民事判決書（2001）紹民終字第225号。

23 江蘇省南通市中級人民法院民事判決書（2001）通民終字第1521号。『中国審判案例要覧·2002年民事審判案例巻』に掲載された。

24 江蘇省句容市人民法院民事判決書（2002）句後民一初字第1112号。『中国審判案例要覧·2003年民事審判案例巻』に掲載された。

25 浙江省紹興市越城区人民法院民事判決書（2002）越民初字第767号。前掲書（注26）に掲載された。

26 河南省南陽市中級人民法院民事判決書（2004）南民一終字第75号。『中国審判案例要覧·2005年民事審判案例巻』に掲載された。

27 福建省泉州市洛江区人民法院民事判決書（2005）洛民初字第150号。『中国審判案例要覧·2006年民事審判案例巻』に掲載された。

28 広東省広州市中級人民法院民事判決書（2008）穂中法民一終字第2843号。

29 かつて公平責任の案例研究は民法通則132条ないし不法行為に集中したが、この判決文をみると、109条も機能的公平責任と一緒に捉えれば、より全面的に公平責任の輪郭を描き出すことができるであろう。けだし、「見義勇為」型事務管理を除き、民法通則109条に関する21件の公表案例をみると、少なくとも「侵権責任法」の施行まで、109条の規定は、実は大きな不法行為の補完機能をもっている。なお、中国法の公平責任の案例研究については、其木提「中国社会の変容と不法行為法（4・完）」――過渡期における多元性」北大法学論集52巻２号77頁（2001年）以下参照。残念ながら、この論文に109条が持つ不法行為補完機能についてもまったく触れなかった。

30 重慶市第四中級人民法院民事判決書（2009）渝四中法民終字第00274号。

31 この判決について、問題は多数あると考える。まずBはAのために事務管理を行ったとしたら、なぜ不法行為の過失相殺（Bの後見人の過失が問題になった）がここで適用されるのか。次に、Y1はBの事務管理の受益者にあたる根拠はどこにあるのか。最後に、その前支払った17500元はAの死亡賠償金であり、これをBの死亡補償金から引くのはどうしてなのか。この三点から判断すると、この判決は理屈があまりにも通らないところが多すぎると思われる。

32 山東省威海市中級人民法院民事判決書（2009）威民一終字第243号。

33 以上で触れたように、中国では判例制度が存在しておらず、裁判例に相当する「案例」しか存在していない。以下便宜上本稿の記述において、すべて中国の専有名詞を使用し、裁判所を「法院」と、裁判例を「案例」と呼ぶことにする。なお、中国では「審判」と「裁判」とはほぼ区別なしに使われている。

34 この点について、「見義勇為」以外の事例では受益者の事情はまったく配慮されていないことは一目瞭然である。

35 筆者が調べた限りで、公表された案例中、事務管理ではない「見義勇為」の案例は17件ある。

36 以下の法制史研究は鄭顕文「中国古代関于見義勇為的立法」中外法学1999年６号82頁以下参照。

37 徐国棟「見義勇為立法比較研究」河北法学2006年７号９頁以下参照。

38 この条文により、「見義勇為先進分子」など栄誉称号が授与された人に対して、人民政府は人民代表大会の代表の候補者の優先推薦、優先就職、居住条件の改善、戸籍移転、軍隊または警察への就職推薦などのことを優先的に配慮すべきであると規定された。

39 ここで単位に責任を負わせるのは難解であるが、この条文がある以上、今後単位が積極的に雇員を保険に入らせるようになるかもしれないという点から見れば、単位責任の規定はそれなりの意義はあると思われる。

40 谷口＝甲斐・前掲書（注17）178頁以下参照（高木執筆）。

41 なお、上記ドイツ法の道路交通における自己犠牲の案例は中国でまだ現れていないが、もしあ

るとすれば、中国民法通則109条によると、おそらく問題なく「見義勇為」に属させることができる。

42 広中俊雄「人命救助と救助者の損害」『民法論集』（有斐閣、1971年）181頁以下参照。

43 谷口＝甲斐・前掲書（注17）183頁以下参照（高木執筆）。

44 以上のように、「過失責任」と「報償責任」のいずれの考え方にしても、ここでの補償責任はあくまでも不作為責任と類似しているだけであり、不法行為ではない。なぜならば、まず、受益者として必ずしも予見可能性があるわけではない。次に、仮に受益者に予見可能性があるとしても、結果回避可能性も必ずあるといえない。こうした場合、もし不法行為の論理によれば、この二つの可能性を考えなければいけないが、中国事務管理法によると、予見可能性と結果回避可能性はまったく考える必要はないとしている。最後に、補償範囲を決める際に、直ちに「見義勇為」者の全ての損害を補償するわけではなく、受益者の受益も考えなければならないという点は、やはり不法行為とは大きな相違があると考える。

45 徐・前掲（注38）11頁参照。

46 案例については重慶市綦江県人民法院民事判決書（2010）綦法民初字第2176号と上海市虹口区人民法院民事判決書（2009）虹民一（民）初字第712号参照。ここでは、この類型について「他人のため」という要件は全く問題となっていなかったということだけを指摘したい。

47 江西省豊城市人民法院民事判決書（2005）豊民一初字第982号。

48 浙江省天台県人民法院民事判決書（2009）台天商初字第248号。

49 これは、必ずしも金融資金不足ではなく、商業慣習にも関わっていると考えられる。たとえば、中国浙江省では信用による個人間の貸付は商業の繁栄となっているのは中国で周知のことである。

50 大判昭和９年９月29日（法律新聞3756号７頁）によれば、事務管理の成立が認められたが、有益費の算定時点については、履行期にするということによって、かかる利害を調整する。谷口＝甲斐・前掲書（注17）168頁（高木執筆）参照。

51 五保戸は、「農村五保供養工作条例」により指定された農村地域にいる老人、障害者または未成年者である。同時に以下の三つの条件に満たせば、五保戸に指定されることができる：（１）労働能力喪失（２）経済源喪失（３）扶養義務者がいないまたは扶養義務者は扶養能力がない。これらの「五保戸」に対して五つの保障が提供される（衣、食、住、葬儀および未成年者の教育）。

52 「農村五保供養工作条例」19条により、死亡した五保戸の遺産は所在の農村集体経済組織に所有される。扶養協議がある場合、協議にしたがって処理する。

53 河南省鎮平県人民法院民事判決書（2001）鎮民初字第141号。

54 但し、似たような案例は上記（３）①参照。概していうと、この案例は「扶養義務者に対する扶養料求償」と同じ機能をもっているため、その類型に帰結してもよいと思われる。

55 この案例もある意味で契約関連型に分類することができるが、後述する契約関連型でまた論じるが、普通契約関連型の事務管理は契約文書が明らかにある場合が多い。そこで契約の補充解釈が問題となる。これに対して、この事例には契約文書はなかったため、契約があったと認めても、契約の補充解釈はただの任意法規をそのまま適用するしかない。

56 ①吉林省長春市双陽区人民法院、判決時間不明。②重慶市第五中級人民法院（2006）渝五中民終字第225号。『中国審判案例要覧·2008年民事審判案例巻』に掲載された。③江西省贛州市中級人民法院（2008）贛中民三終字第453号。紙幅のため、案例の内容紹介は省略する。

57 日本においても、民法699条と700条に関して学者の議論は多くあるが、かかる判例はほぼみら

れなかった。谷口＝甲斐・前掲書（注17）246頁以下参照（金山執筆）。

58 谷口＝甲斐・前掲書（注17）249頁以下参照（金山執筆）。

59 小池隆一「準契約及事務管理の研究」（慶應義塾大学法学研究会、1962年）234頁参照。

60 来栖三郎『契約法』（有斐閣、1974年）739頁以下、末川博『契約法（下）』（岩波書店、1975年）１頁以下、広中俊雄『債権各論講義（第六版）』（有斐閣、1994年）参照。

61 業主は建物所有者を指し、業主委員会は管理組合理事会を指す。

62 一審法院は、契約終了の義務を理由として判決を下したが、管理費用の算定と違約金の認容という二点（契約終了の義務を理由として違約金を認容することは中国で極めて異例的であるが）から見れば、事実上契約の継続を認める効果とは何ら変わりはない。

63 また、その他の理由として、Yは、①XはABの関連会社である②元管理会社Cと比べ、X会社自体の質も提供していた管理サービスの質もはるかに低い③Xは業主委員会の成立を妨害した④Xは業主委員会による再契約の要請をずっと拒否し続けたことを挙げた。

64 広東省広州市中級人民法院民事判決書（2007）穗中法民四終字第245号。

65 広東省広州市中級人民法院民事判決書（2007）穗中法民四終字第243号。かかる不動産売買は2002年１月22日成立した以外、事実概要と判決要旨の案例②と同じである。

66 その他にも、Yが理由として①契約当事者はAとXなので、エレベーター保守管理契約は自分と何ら関係がない②受益者は、自分ではなく団地の全体業主であると主張したが、紙幅の関係でここでは省略しておく。

67 広東省広州市中級人民法院民事判決書（2008）穗中法民四終字第122号。

68 雲南省昆明市中級人民法院民事判決書（2008）昆民五終点字232号。

69 上海市第一中級人民法院民事判決書（2009）滬一中民一(民)終字第1265号。

70 上海市第二中級人民法院民事判決書（2009）滬二中民二(民)終字第1881号。

71 上海市第二中級人民法院民事判決書（2009）滬二中民二(民)終字第1883号。かかる不動産が異なる以外、事実概要と判決要旨の案例⑧と同じである。下記の二つの判決もこれと同じである。

72 上海市第二中級人民法院民事判決書（2009）滬二中民二(民)終字第1880号。

73 上海市第二中級人民法院民事判決書（2009）滬二中民二（民）終字第1878号。

74 広東省中山市人民法院民事判決書（2003）中石民一初字第329号と広東省中山市中級人民法院（2003）中中法民一終字第948号（『中国審判案例要覧·2004年民事審判案例巻』に掲載された）参照。

75 案例①の一審だけで信義則上の義務を触れたが、二審はそれをひっくり返した。

76 案例②と①、案例⑦⑧⑨と⑥は同じであるため、ここでは省略する。

77 もちろん、この場合の契約の清算について、事務管理の法律構成に対して学説も賛否両論がある。たとえば、それを事務管理として認めたのは、四宮・前掲書（注17）10頁以下参照。これに対して、谷口＝甲斐・前掲書（注17）高木執筆部分では総論の部分でこの場合の処理を事務管理として触れたが、各論では論じないことにした。加藤雅信もこの場合において不当利得による処理すべきであると主張した。加藤雅信『事務管理・不当利得』（三省堂、1999年）19頁以下参照。後述のように、ここでの中国の案例は一つしかないため、必ずしも裁判の基準を示したわけではないので、この論争について詳しくは立ち入らないことにする。

78 ここでどうしてXがAに対して連帯責任を負わせるかということについて、法院の論理は必ずしもはっきりしていなく、強行法または公序良俗違反がないとすれば、事務管理と不当利得のどちらの構成にしても、Aに返還義務を負わせるのは無理であると考える。なお、もう一つの

問題として、なぜYとAに連帯責任を負わせるのかということも根拠は明確に読み取れない。

79 なお、本案例ではX、Y、Aなどの行為は強行法または公序良俗違反がないということを前提として事務管理の議論を展開したが、この前提について議論はまだ突き詰めていない。筆者によれば、本案例は強行法または公序良俗違反により処理すると、YとAの連帯返還責任も明らかに説明できる。

80 楊立新「経営者対服務場所的安全保障義務」法学研究2003年３号79頁以下。なお、日本と違って、中国では昔から安全配慮義務違反を不法行為として認識されている。

81 雲南省曲靖市中級人民法院民事判決書（2008）曲中民終字第232号。

82 浙江省湖州市中級人民法院民事判決書（2008）湖民二終字第153号。

83 もちろん、正式的には行政付帯民事訴訟制度がある。なお、中国の行政訴訟法は1989年4月4日採択され、1990年10月１日から施行された。それ以前の行政訴訟は、民事訴訟法を根拠として裁判を行ったのである。この歴史だけをみれば、中国裁判における公私不分の状況について多少理解できよう。中国行政訴訟法の成立経緯について日本語の文献は木間正道ほか『当代中国法入門（第五版）』（有斐閣、2009年）180頁以下参照（木間執筆）。

84 この点について、立証責任の面からみれば、債務不履行責任と事務管理の費用の相違もないわけではない。すなわち、一見事務管理の費用の立証の方がより容易であるが、これに対して債務不履行の場合は日本民法の法文上は過失と因果関係の立証が必要となっている。実際近年過失概念をめぐる議論をみると、過失の立証は契約内容や義務の確定と同じプロセスである。これに対して、事務管理の成立も契約義務の確定が必要となるので、この点については区別はないと考える。また、因果関係の立証について、通常損害の場合はあまり問題となっていないが、特別損害の場合、営業損害や転売利益などは上記損害軽減義務の枠でも処理することができる。

85 管理者の受けた損害を費用として認めるかどうかについて議論は多くある。肯定説は鳩山秀夫『日本債権法・各論下』（岩波書店、1918年）776頁、我妻栄『民法講義・債権各論（下巻一）』（岩波書店、1972年）922頁など参照、しかし、上記のような偶発的損害に対して殆どの学説は否定している。四宮和夫「委任と事務管理」『谷口知平教授還暦記念（２）不当利得・事務管理の研究』（有斐閣、1970年）315頁も参照。

86 重慶市高級人民法院民事判決書（2007）渝高法民終字第147号。

87 浙江省金華市中級人民法院（2008）金中民再終字第24号。

88 江西省尋烏県人民法院（2009）尋民二初字第10号。

89 上海市第二中級人民法院民事判決書（2010）滬二中民四（商）終字第303号。

90 市場型契約・組織型契約の分類について、最初は平井宜雄『法政策学（第二版）』（有斐閣、1995年）119頁以下、その後、同「いわゆる継続的契約に関する一考察――「『市場と組織』の法理論」の観点から」『星野英一古稀祝賀論文集　日本民法学の形成と課題（下）』（有斐閣、1996年）697頁以下、同「契約法学の再構築――法律家の養成という視角から」ジュリスト1158号69頁、1159号135頁、1160号99頁（1999年）、同「内田貴教授著「契約法学の『再構築』をめぐる覚書」を読んで」NBL689号23頁、690号29頁（2000年）、同『債権各論Ⅰ（上）』（弘文堂、2008年）78頁以下参照。

91 慣習の経済分析について新制度学派の研究が多くある。法学者によるものは藤田友敬＝松村敏弘「社会規範の法と経済――その理論的展望」『ソフトロー研究』第１号（商事法務、2005年）59頁以下、同「社会規範の生成と変化：経済モデル」『ソフトロー研究』第８号（商事法務、2007年）37頁以下参照。

92 案例は重慶市彭水苗族土家族自治県人民法院民事判決書（2007）彭法民初字第679号、重慶市

渝北区人民法院民事判決書（2009）渝北法民初字第2128号、河南省栾川県人民法院民事判決書（2010）栾北法民二初字第47号、重慶市永川区人民法院民事判決書（2010）永民初字第28号参照。ここでは紙幅の関係で割愛する。

93 野村豊弘ほか「（座談会）アジアの民法――その比較法的意義と特色」ジュリスト1406号（2010年）7頁、16頁〔鈴木賢発言〕。

（しょう　てい　北海道大学大学院法学研究科修士課程修了）